

琉球大学学術リポジトリ

教職経験に差がある教職員による打ち合わせを想定したロールプレイングにおけるメンタリングの一事例

—「教師の成長とメンタリング」と「教職実践演習（養護教諭）」の合同授業実践報告—

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学大学院教育学研究科 公開日: 2022-05-31 キーワード (Ja): 職能成長, 初任者, 中核的人材, メンター, 育成, 教師教育, 教員養成, 教職大学院 キーワード (En): 作成者: 吉田, 安規良, 比嘉, 俊, 和氣, 則江 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002018004

【実践報告】

教職経験に差がある教職員による打ち合わせを想定した ロールプレイングにおけるメンタリングの一事例

— 「教師の成長とメンタリング」と「教職実践演習（養護教諭）」の合同授業実践報告—

吉田 安規良¹・比嘉 俊¹・和氣 則江²

A Case of Mentoring within Role-playing Assuming a Meeting by Teachers with Different Experience Including a Rookie Teacher and a School Nurse Teacher (Yogo Teacher)
— Two Practices in Joint Class “Teacher Growth and Mentoring” and “Practical Seminar for the Teaching Profession” —

YOSHIDA Akira¹, HIGA Takashi¹, WAKE Norie²

要 約

琉球大学での、①養護教諭を養成する過程での“教諭”との協働を意識した養護教諭の職能形成の在り方、②教職大学院での協働的人間関係・環境が構築できる中核的教員の育成の2点に係る課題意識の解決に資するため、教職大学院での「教師の成長とメンタリング」の授業の一部を「教職実践演習（養護教諭）」の授業と合同で実施し、リアリティーのあるロールプレイングとして保健教育や保健管理に必要な会議（打ち合わせの機会）を行った。教育組織の枠を超えて行ったロールプレイングは、教職未経験者にとって貴重な経験だったと肯定的に受講者から評価された。現職大学院生がロールプレイングに参加することで実際の現場の様子が共有され、「新任養護教諭と初任者教諭と中堅教諭の協働」を志向したロールプレイングにリアリティーが増した点は、教職未経験者にとって有意義だった。教諭、養護教諭、あるいは栄養教諭といった職務イメージの鮮明化と共有や、職員会議の提案資料作成および模擬職員会議等を課題として提示していくことは今後も何らかの形で継続したいものの、今回の合同授業実践では、とりわけ学校環境についての共通理解の不十分さが露呈し、改めて「どこまでリアリティーを求めてシミュレートするのか？」という問題点を浮き彫りにした。履修時期的な問題から養護教諭志望学生がロールプレイングに必要な資料作成にかかる時間が十分には確保しにくいことに加えて、養護教諭志望学生の意図が大学院生に十分に伝わらず、「自分の想定通りの議論ができなかった」ため、養護教諭志望学生にとっていささか消化不良なロールプレイングとなったことへの対応が必要である。中核的教員として求められる、後輩（若手）育成と業務遂行（同僚性の形成と協働による教育活動）を両立した会議への参加姿勢について、「教師の成長とメンタリング」科目担当者の現職大学院生に対する指導や支援の在り方として「若手育成の視点でコメントをする」旨の事前指導が必須である。

キーワード：職能成長、初任者、中核的人材、メンター、育成、教師教育、教員養成、教職大学院

1. はじめに

教職実践演習は、大学での教職課程の履修を通じて教員として最小限必要な資質能力の全体について、確実に身に付けさせるとともに、その資質能力の全体を明示的に確認することを目的に、2010(平成22)年度以降に入学した教職志望学生を対象に、すべての科目を履修済みあるいは履修見込みの時期に履修する科目である。中央教育審議会（2006）は、教職実践演習の導入に際し、授業方法に講義だけでなく

¹ 琉球大学大学院教育学研究科 教職実践講座・高度教職実践専攻；Department and Professional School for Teacher Education, Graduate School of Education, University of the Ryukyus

² 琉球大学医学部保健学科 地域看護学講座 臨床心理・学校保健学分野；Clinical Psychology and School Health Major, Department of Community Health Nursing, School of Health Sciences, Faculty of Medicine, University of the Ryukyus

授業内容に応じて、「教室での役割演技（ロールプレイング）やグループ討議、事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業等を取り入れることが適当である」ことを示した。琉球大学教育学部ではその試行期から様々な内容・方法で教諭養成のための教職実践演習が行われてきている（例えば、小林・岩政・會澤ほか 2008；小林・岩政・中村ほか 2009；中村・岩政・小林ほか 2011；佐久間・廣瀬 2016、杉尾・宮国・松田 2014；杉尾・宮国・中村 2017；吉葉・吉田・中尾 2014；吉田・小田切 2013；吉田・中尾 2016；吉田・中尾 2017a, 2017b）。また、吉田・和氣（2017）は、琉球大学医学部保健学科の養護教諭養成のための教職実践演習（「教職実践演習（養護教諭）」）での学生の変容について報告した。

この「教職実践演習（養護教諭）」では、現実的に起こりえる状況を想定した学校現場同様場面実習として、平成27(2015)年度は行事企画・運営を教材とした教職実践演習の行事日当日に運動会等の屋外での学校行事を想定した「救護室」の運営^{註1)}を組み込んだ（吉田・中尾 2017a, 2017b）。だが、「救護室」の運営で養護教諭としての資質能力を測定するという状況は、「救護＝傷病者への対応能力」のみを養護教諭としての最小限必要な資質能力と矮小化して定義することを意味してしまう。また、実際に救護能力を存分に確認できるという状況は、児童生徒の「救護室」の利用頻度が高いことを意味し、行事企画・運営が芳しくないことを意味してしまう。それゆえ、教諭としての最小限必要な資質能力を確認する教職実践演習（学校現場同様場面実習）からすれば「準備は完璧でも救護室は閑古鳥が鳴く」ほうが望ましいが、それでは養護教諭として最小限必要な救護能力が確実に身に付いているのかを確認することは難しいというジレンマがある。これ以外にも教育職員の一人として行事企画・運営に参画する形でこの科目の目的を果たすには、救護場所（水道設備の有無や距離、トイレとの距離、日当たり等）の確認をしたり、安全面から意見を述べたりする必要があり、実際の学校行事では児童生徒の自治的な活動と関連させる形で、児童生徒を救護補助員として育てるべく指導することも必要である。そのため事前の打ち合わせ段階からもう少し丁寧に関わることで、「“教育活動の内容”を踏まえて安全面からの意見を言う」ことや「会場の環境や“教育活動の内容”を考慮した救護物品の準備や場所の設営ができる」ということまで履修学生に意識させるべきであり、養護教諭として最小限必要な資質能力の習得状況の十分な把握・評価に繋がっていなかった点については授業担当教員として真摯に反省しなければならない。

行事企画・運営時の救護係としての役割遂行を「教職実践演習（養護教諭）」に組み入れることはこの1回で終わったが、養護教諭としての視野を広げることを志向して、養護実習先（学生の出身校）とは地域、規模、校種が異なる学校での養護教諭の働きを知るために、平成28, 29, 30(2016, 2017, 2018)年度の3年間は養護教諭が2人配置されている八重瀬町立東風平小学校で、平成31・令和元（2019）年度は中城村立の全ての小中学校4校で、令和2（2020）年度は中城村立中城中学校で、それぞれジョブシャドウイングや養護教諭の業務補助もしながら養護実習先以外の学校の保健室経営を体験する機会を取り入れた。

公立学校に勤務する養護教諭は、在籍児童生徒数が多い大規模校や特別な事情や配慮がある学校を除けば、一人職種・一人職場（勤務校で養護をつかさどる専門家が自分一人）となる。だが、養護教諭としての職務の遂行は養護教諭が孤軍奮闘するだけでは不可能であり、他の教職員—とりわけ最大多数派職種である教諭—との協働が不可欠である。また、教育職員免許法附則第14項の規定により、相当免許主義の特例として、3年以上の養護教諭（養護をつかさどる主幹教諭を含む）の勤務経験者に限り、その勤務する学校（幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く）において、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができる^{註2)}。中学校や高等学校の保健の教諭免許を取得している養護教諭であれば、勤務経験の有無に関わらず「教諭」の兼職発令も可能になる^{註3)}。しかし教育職員免許法施行規則に規定されている養護及び教職に関する科目（「教育の基礎的理解に関する科目」と「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」）は、教育課程や教育方法の一般的包括的内容を取り扱う科目であり、教育課程編成の意義や方法の理解や各学校の実

状にあわせてカリキュラム・マネジメントを行う意義、教育の方法、教育の技術、情報機器及び教材の活用に関する基礎的な知識・技能の習得で留まる。一方、「養護に関する科目」規定は旧態依然のままである。従って教科としての「保健」の領域に係る事項の授業実践について見識を深め、専門性を高めることは、養護教諭免許取得に際し必要条件ではないし、「教諭」の免許取得を意図しないまでも「保健」に関わる指導法科目（琉球大学では教育学部で開講されている保健体育科教育法A～Dや初等体育科教育法）の履修を卒業要件に組み込んだり、強い履修指導をしたりすることは、看護師の資格取得を基礎にしたカリキュラム構成においては現実的には困難である。そもそも、養護教諭がゲストティーチャーやチーム・ティーチングではなく、教科としての「保健」を成績評価者として担当することは、養護教諭が教諭とは異なる立ち位置（ある種の外部性が確保された形）で児童生徒と接していく“良さ”を失うだけでなく、勤務経験か教諭の免許の所持が前提となることから、少なくとも教諭免許不保有の養護教諭については、養成段階ではなく採用権者が責任をもって対応すべき問題であろう。しかしながら、保健管理や広義の保健教育に関して専門性が発揮できないという状況やゲストティーチャーやチーム・ティーチングに関わることもできないということもあってはならない。

一方で、学校教育現場が抱える現代的・地域的な課題の解決に資する人材－新しい学びの指導に長け、将来のリーダー候補となる初任教員、学習支援力や生徒理解力に長けた中堅教員、職場内外の人間関係調整や企画力に長けた教員－を育成するために2016年に開設された琉球大学の教職大学院（琉球大学大学院教育学研究科専門職学位課程高度教職実践専攻）では、「組織運営に関する科目群（選択必修科目）」の1つに「教師の成長とメンタリング」を開設している。この科目では、①受講者の経験の振り返りを元に、「教師として歩み進む」ことの意味を再確認し、②協働する職場環境、協働する人間関係の構築に必要な、自らの職能開発を支援する同僚性を先輩教師（中核的教員）としての振る舞いを探究することを目標に掲げている。それゆえ、経験の浅い者にどのような支援が適切なのか、どうすれば協働の人間関係・環境が構築できるのかを相互に検討・検証し、とりわけ協働・共同して沖縄県の教育課題に応えられる教職員集団のあるべき姿に迫るための授業を展開している。目標や内容から必然的に教職（学校現場）経験がある現職大学院生が主要な受講者となり、教職経験がないまま進学してきた大学院生（ストレートマスター（いわゆるストマス））が履修しにくい科目である。この「教師の成長とメンタリング」では、具体的な事例研究を行っている（例えば、比嘉ほか 2019）。しかし演習を展開すると、かつての自分以外の若手の同僚の視点からの言及が少なくなり、自らの経験を語る事が中心となってしまうがゆえに現実の若手同僚（経験が浅い者）の反応を意識した議論になりにくいことを授業担当教員は感じてしまう。

つまり琉球大学での①養護教諭を養成する過程において、「教諭」との協働を意識した養護教諭の職能形成の在り方、②教職大学院での協働の人間関係・環境が構築できる中核的教員の育成に際して課題意識がある。こうした課題意識への解の例示として、とりわけ一人職種、一人職場となる養護教諭や栄養教諭の職能成長に教職大学院が寄与していくため、吉田ほか（2021）は、教職大学院の授業科目で、「養護教諭志望の学部生や現職研修とタイアップするなどして現職養護教諭との合同授業を行うことで、学校現場での実際の事例を題材にしたグループワークやロールプレイに現実味が増す」ことを指摘した。

幸いにも「教師の成長とメンタリング」の授業担当者のうち、吉田は「教職実践演習（養護教諭）」の担当者であり、比嘉は、養護教諭志望学生も履修する「教育課程」および「教育方法」の担当者である。そこで、医学部保健学科で養護教諭養成の中核を担う和氣と3人で、令和2（2020）年度の「教師の成長とメンタリング」の授業の一部を「教職実践演習（養護教諭）」の授業と合同で実施し、「新任養護教諭と初任者教諭と中堅教諭の協働」という現実寄せた形で、リアリティーのあるロールプレイングとして保健教育や保健管理に必要な会議（打ち合わせの機会）を行うことにした。本稿はその実践報告とそこから見えてきた琉球大学における養護教諭養成と教職大学院での協働・共同する環境をつくりだ

せる中核的人材の育成に向けた課題を整理するものである。

2. 授業準備

「教職実践演習（養護教諭）」と教職大学院の授業科目との合併は、“新任”の“養護教諭”と関わることを想定したことから、後学期の「学校安全管理」か「教師の成長とメンタリング」の中で行うこととしていた。このうち「学校安全管理」は履修希望者がゼロであり、事実上の不開講となることが判明したことから、「教師の成長とメンタリング」で合同授業を行うこととなり、「健康教育の内容・方法の議論」よりも「同僚性の形成」に重きをおくこととなった。合同授業の実施時期は、保健学科の学生の看護統合実習や養護実習等が全て完了した2020年11月16日、11月30日の2回とした。

後学期に入り、「教師の成長とメンタリング」は2人が履修することとなった。1人は現職経験のある大学院生であり、もう1人は、ストレートマスターである^{註4)}。2020年10月5日の初回授業時に次回までの宿題として「養護教諭との協働」をテーマに扱ってほしい内容を整理してくることを課し、翌週10月12日の授業で確認した。現職大学院生は、前任校の元同僚であった当時臨時的任用で赴任してきた初任養護教諭にインタビュー調査をして解答した。2人から寄せられた課題に対する解答の概略は以下の通りである。この中で①や②は「養護教諭との協働」という視点ではなく、同僚としての経験や想像から「養護教諭が困ること、困りそうなこと」を答えたものだと思われる。③～⑧は「養護教諭との協働」で困ったこと、困りそうなことを養護教諭側の視点から言及しようとしたものだと推定できる。特に⑦～⑧は「保健教育」における両者の連携に関する内容として捉えることができる。

- ① 養護教諭は一人職種・一人職場ゆえに、特に養護教諭の専門性と関係する、応急処置と養護に関する事務の部分で困ったことが生じても同僚に相談できない（養護教諭は相談できないし、同僚となる教諭や管理職もその専門性がないので相談されても答えられない；そのため必然的に他校の養護教諭を頼ることになる）
- ② 学校医、学校歯科医、学校薬剤師との対応で養護教諭が困る（異動して着任後速やかに行う必要があり、初対面で本題に入るため）
- ③ 健康観察簿（出席簿^{註5)}管理（出欠状況把握と健康管理）にルーズな教諭がいて、毎日規定された時間までに養護教諭に報告されないため、その後の事務対応に養護教諭が苦勞する
- ④ 児童・生徒が保健室で対応するような事態になっても、そうした事実や予兆を教諭（学級担任）が把握・共有していない
- ⑤ ケガや病気の時の連携対応
- ⑥ 体調不良やケガなどの対応をしたあと、保護者への連絡まで養護教諭に丸投げしてしまう
- ⑦ 保健指導が担任から養護教諭に丸投げされやすい
- ⑧ 性に関する教育の授業をどうするか（特に異性の子どもへの指導）

そこで1回目の合同授業では、小学校の保健行事に関連した職員会議向けの提案資料を、養護教諭を志望する保健学科の学生に作成してもらい、それに対する現職大学院生からの視点での議論、同じ初任教員となる大学院生からの視点での議論から、協働していくこととした。学校の規模は、養護教諭が2人配置されるような過大規模ではなく1人配置の学校を想定し、保健学科の学生にその詳細設定を委ねた。具体的には、保健学科の学生が定期健康診断に関連した職員会議での提案資料を作成、提案するという模擬職員会議（議論）とした。1回目の授業用に作成した資料は、学校での会議のリアルな姿を想定し、授業日当日に印刷したものを授業の際に配付する形で行った。

2回目の合同授業は小学校における「性に関する教育の授業をともにつくる」こととし、特定の単元(体

育科の保健領域)でのチーム・ティーチングを想定して、保健学科の学生が起案した指導案(教材を含む)を合同で練り合う活動にした。この2回目の授業用に作成した資料(指導案)は授業3日前(2020年11月27日)に提出された。これを受けて、提出された指導案の電子データを直ちに大学院生に電子メールで添付する形で配付した。その上で、授業当日には印刷したものを用意して実施した。

3. 授業実践

(1) 2020年11月16日の授業の概要

2020年11月16日の授業は、当初職員会議を想定していたが、複式学級が設置されている極小規模校を想定しない限りロールプレイングをするには人数が少なすぎることで、保健学科の学生が想定した学校規模が、養護実習先と同じような通常の学級1学年5学級規模+特別支援学級5学級の35学級からなる養護教諭が1人配置の上限に位置する大規模校または2人配置されるような過大規模校であり、これから行われるロールプレイングの状況と想定した学校規模で行われると思われる職員会議との間の乖離が大きく、上手くシミュレートできない可能性を危惧した第一筆者の指示により、ロールプレイング実施直前に職員会議前の校務分掌の打ち合わせ会議に設定を変更して実施した。保健学科の学生が提出した保健行事に関する資料は、4月冒頭(年度初)の職員会議での提案を設定したものであり、養護実習先の小学校の様子をイメージして作成したものである(資料1)。この年度当初の職員会議での確認用資料を基に、提案内容の確認に焦点化したこの会議の設定時間は30分とし、第二筆者が会議の進行役として参加した(写真1)。

会議は、養護教諭役の保健学科の学生が資料を基に説明することから始まった。しかし、説明だけで18分かかった。その後は資料から読み取りにくい内容の確認が行われ、設定よりも5分超過した35分でロールプレイングは終わった。

ロールプレイングの中で教諭役の大学院生から寄せられた質問や意見、さらにはロールプレイング後に設定した、授業担当教員である筆者全員が加わって行われた振り返りで寄せられた意見や感想の概略を以下に示す。この中で、「虐待発見時への対応」への意見に関して、保健学科の学生の養護実習先の学校では養護教諭に集約する形となっていた。経験を積んだ養護教諭であれば、「養護をつかさどる」部分の延長線にある業務を際限なくあれこれ任されることが多くなることや校務分掌の体制や内容は学校によって異なることは想像に難くない。この保健学科の学生は虐待発見時の対応は養護教諭が所掌するものだと思っていたことが上手く共通理解されず、教諭役の大学院生も「自らのこれまでの経験や想像」の範囲での指摘となってしまった。授業中に補完指導できなかった点は、授業担当教員として素直に反省しなければならない。



写真1 2020年11月16日の授業の様子

[質問]

- 「全職員へ協力をお願いします」の資料にある救急車対応について、「保健室より」の資料では「必ず携行」となっているが、どこで入手するのが曖昧であり、対応方法を記載した紙(カード)使用後の補充はどうなるのか
- 感染症予防行動での手洗いやマスクの着用などに関する「学級担任へのお願い」など学級担任からの指導を要請する場合、「指導をお願いします」や「声掛けをお願いします」では、例えば、

声掛けだけではマスクの着用には実効的ではないし、はりがみ（掲示）しただけでも効果が低いので具体的にどういったことを要請するのが不明瞭

- いわゆる健康診断の実施日（割り当て日）に欠席した場合の対応はどうか

[意見]

- 「全職員へ協力をお願いします」の資料では「理解してほしいこと」を集約して提示してもっとアピールしないと、職員会議ではこれだけの配付資料の内容を全部確認することは難しい
- 資料の作成に際しては、伝えたいことがきちんと伝わることを意識した分量を考えないとならない
- 資料のつくりを「協議（審議）事項」と「確認事項」に分けるべき
- 虐待発見時の対応は、養護教諭が集約して抱え込むようなことをせず、生活指導（生徒指導）の分掌担当者につなげていく形が良い（養護教諭が主担当とならなくてもいい）
- エピペンが必要な状況を全体確認しておくべきではないか

(2) 2020年11月30日の授業の概要

2020年11月30日の授業では、学級担任と養護教諭がチーム・ティーチングで実施する小学校第4学年の体育科の授業としての「性に関する教育」の指導案検討会のロールプレイングを60分で行った（写真2）。保健学科の学生が指導案の骨格を作成することを2020年11月16日の授業時に確認し、当該分野の教科書および教師用指導書^{註6)}を資料として貸し出した。

この検討会の司会は現職小学校教員である大学院生が行った。司会役の大学院生は、事前に配付された指導案（資料2）の内容を確認した上で、『小学校学習指導要領 解説 体育編』の該当部分、自身が約10年前に実施した授業実践の学習指導案（略案）（資料3）を参考資料として配付する準備をし、当日返却された指導案の素地となっている保健の教科書、教師用指導書の該当部分とあわせて資料として用いた。

検討会は、養護教諭役を担った保健学科の学生が作成した指導案の説明から始まった。指導案検討では、まず、学習評価の観点が現行学習指導要領に合致しておらず一つ前の学習指導要領に対応していたことから、学習評価の観点についての問題点が大学院生から指摘された。細かいところでは、教師用指導書の付録教材であるDVD資料の映像時間を確認したかどうかや卵子や精子の大きさの理解に際して、小数に関する概念や知識の理解が不十分であったり、算数そのものに理解不足や苦手意識があったりする児童への対応といった他教科とのつながりを踏まえた部分で大学院生から質問があった。検討会は、進行役の大学院生が質問、意見、助言をし、それに対して養護教諭役の学生が答えたり質問したりする形で進み、ストレートマスターの大学院生が初任者の立場の学級担任役として質問をしたり意見を言ったりする場面はほとんどなかった。

検討会の主要な議論は「指導案の授業は、1単位時間（1回）で実施可能かどうか」と「2回に分けて行う必要性」という授業計画に関する部分と「養護教諭と学級担任との役割分担の不明瞭さ」に起因する授業内容・方法に関する部分であった。初経や精通の経験の有無が児童の学習内容に関する理解に差を生むため、未経験の児童も知識として習得し、発達の個人差を理解させたいという学習指導案作成者の思いを端緒に、心と体の変化を丁寧に追わなければ知識面の定着が浅くなるが、教師用指導書が例示している指導計画は1単位時間であることにどこまで縛られるかといった点から指導計画についての議論が進んだ。内容や方法に関しては、養護教諭役の学生からは「心の変化を重点的に扱いたい」とい



写真2 2020年11月30日の授業の様子

う考えがあったものの、指導案の構成が「体の変化」に焦点化されてしまっているということから、養護教諭が医学的な専門性を生かして体の変化についての学習を主に担い、学級担任が学級経営上の問題と組み合わせながら心の変化についての学習を主に担うという考え方の妥当性が検討された。また、男性の学級担任が女性の体のことを「教えるににくい」と感じることもあることや、反対に学級担任が女性の場合に、男性の体のことをどのように教えるのかということも話題となり、養護教諭役の学生からは、架空の話に位置付けながら学級担任の体験を語ってもらうことや、養護教諭が男性の経験談を伝聞して口述することが提案された。

4. 学生の省察

(1) 「教師の成長とメンタリング」を受講している大学院生の省察

令和2年度の「教師の成長とメンタリング」の授業では、琉球大学が導入している日本データパシフィック株式会社のe-LearningシステムWeb Classを利用して、毎回の振り返りを受講者各自が記載するとともに、メンタリングの際に必要な評価（相手に対するフィードバック）の演習を兼ねて他の受講者に一読させた上で返答させている。この2回の授業の振り返りとその振り返りに対するコメントを以下に示す。

2回の授業での大学院生の振り返りとそれに対する学友からのコメント

	大学院生の受講後の振り返り	左記の振り返りに対するコメント
	<p>講義、ありがとうございます。</p> <p>資料の多さが久しぶりの学校の慌たしさを感じました。職員会議の前の部会ってことでしたっけ。そのことも忘れて、職員会議って感じになってましたね。部会なら自分自身、もっと建設的な提案しても良かったかなって終わって思いました。</p> <p>話にも出ていましたが、短い時間の中で何を伝えたいのかってことを「はっきりしておく[はっきりしていく or はっきりしておく]」ことが大事なんですよ。そして、<u>2</u>公務[校務]分掌的には、その仕事が円滑に進むために先生方へどう指示をするか、協力してもらおうか、わかりやすく説明できるか、そこに尽きると思います。そのためにも、普段の先生方との関係性が良ければやりやすいものになるでしょうね。</p> <p>来年度が近づいてきた感じがしました。</p>	<p>●●先生</p> <p>お疲れ様でした。日常生活の教員の関係づくりが職員会議に活かされる、というのは衝撃でした。ただ、「伝えるために読みやすい資料作って」「限られた時間の中で説明して」「そのために日々の関係づくりを大事にする」というのは何とも目まぐるしいように思います。私は、読みやすい資料を作るために集中してしまい、人間関係をおろそかにしてしまいそうです。(逆もまた然り)これは仕事をしていく内に慣れるのでしょうか...。また多くの情報(資料)を処理する能力も院にいる時に少しでも身に付けておこうと思いました。また色々教えて下さい。</p>
2020年 11月16日 の授業	<p>講義ありがとうございます。</p> <p>何回も学校へ実習に行っていますが、職員会議に参加したことはなく模擬と。言えど[言えども]、初めての職員会議体験になりました。まず資料の多さに驚いてしまいました。それが何分の1にしかならないことにも衝撃を受けました。伝えたいこと、伝えなければいけないことを限られた時間の中で伝えるための資料づくりというのは本当に大事だなと思いました。また、資料をすぐに捨ててしまう人、提案を聞いていない人などさまざま教師がいる中で、どのようにアプローチしていくかということに関してもヒントを得ることが出来ました。模擬職員会議は、現職がいるからこそ学べるストマスの特権だったように思います。</p>	<p>●●さんへ</p> <p>慣れてくるものです。でも、慣れて怖いもので、それが新しいことへの不安や初めて取り組むと知識・理解の無さから時間がかかるものになり大きな負担になります。だからある程度ベテランになると、新しいことを避ける傾向にあるのです。もつ学年でも同じことが言えるはず。だけど、その大変な経験は教師や人としてのスキルアップにつながると思っています。私も同じ校務分掌はほとんど二年間以上は続けてきました。ていうか管理職にそうさせてくださいと言ったような気がします。</p> <p>初任者の特権で、一年間は校務分掌は持たされないはず<small>です⁷⁾</small>。だからその間に現場(ヒト、モノ、コト)に慣れることが大切でしょうね。あと、わからないことはしっかり聞くことです。私は2年半臨時を経験し軽い校務分掌も持っていたので、初任者の時は申し訳ない気がしました。でも一番きつかったのが二年目だったことをよく覚えています。</p>

	大学院生の受講後の振り返り	左記の振り返りに対するコメント
2020年 11月16日 の授業		<p>忘れてたりできなかつたりすると周りに迷惑かけて申し訳ないので、カレンダーを机上において計画を書き込むこと（何を優先にするか順番を決める）や付箋に仕事を書いて貼りまくって、「終わった」「終わったら」取っていく見える化をしています。そのおかげで計画を立てておかないと落ち着かなくなることが職業病になっています（笑）。</p>
2020年 11月30日 の授業	<p>講義ありがとうございました。 今回のように他の学科の方々と一緒に考える「機会」<u>「機会って」</u>というのも教職大学院ならではのですね。今回、保健の授業ということで学習指導要領から見直す機会になり、大変有意義な時間になりました。新しい学習指導要領になって授業の形が変わっていないか知りたかったので、今回のような時間は自分自身にとっては学びの多いものとなりました。 メンタリングということで私は結構しゃべりすぎたかもしれません。比嘉先生、吉田先生の言うように質問を知って授業を作った人の思いを聞いていくところが優先だったでしょう。でもやはりどうしてもこうしたらといたくなりますよね。学校現場では時間がないので、今回のようにあんなに細かいことまで話すことはありませんが。一緒に授業を作っていくという視点での話になっていました。指導案を見た時点で、気になった「時点」<u>「点」</u>がいくつもあったので（形式的に）しゃべらざるにはいられませんでした。内容は授業者の考えもあるからそこまで言わなかったつもりでしたが（後半は時間を費やすために「しゃべってしまいました」<u>「しゃべってしまいました」</u>が）。でもお節介かもしれないけど、自分でできることはやってあげたいと思ってしまいます。もっと相手の考えを聞き出せるようになっていかなければいけませんね。 授業でもよく指摘されます。しゃべりすぎって（笑）</p>	<p>●●先生 指導案を見た時に気になるところがいくつも出るというのはやはり見習わなければならないかなと思います。私が、内容に固執した指摘ばかりしていたことに対して、●●先生は、指導案全体を見通した指摘をしていらしたので、私も気を付けようと密かに思っていました。私は、ぱっと言葉が浮かんでくる方ではありません。言いたいことを伝えるためにはどうしたらいいのかを考えて言葉を絞り出します。（あまり的を射てないことが多いですが）そのため、●●先生が何回か、「●●さんは？」と振ってくれたにも関わらず、応答できず申し訳ないです。だから私は逆に、意見を言わなさすぎだ、って指摘されます。（笑）訓練しておきますね。 今日は、進行役も兼ねて頂きありがとうございます。お疲れ様でした。</p>
	<p>講義ありがとうございました。養護教諭（仮）と授業を作成するというのもとても新鮮でした。私も授業を実際に行うことは実習等でしか経験がありません。また、心と身体の保健分野に関しては、実習で授業を行ったこともなく、観察したこともなかったため、自分が受けてきた経験を振り返りながら、教師の立場に立って授業を作るという何とも妄想・空想の世界でした。その中で、自分の中で上下を作っていたつもりはありませんが、もしかしたら、養護教諭より教諭の方が上という考えが自分の中にあっただため、一緒に良い授業を作ろうというところからは外れてしまったのかなと反省しました。お互い新米同士、どうやったらいい授業を作れるのか、養護教諭が一番したいことは何か、授業の中で（お互い）助けてほしいことは何か、などもっと聞き合えたらよかったかなという風にあります。また、またもう1回検討しようというノリだったため、視点を向こうに与えすぎたかなとも反省しました。視点が多すぎると結局何やって、「言い」<u>「良（よ）い or いい」</u>か分からないことは経験済みなもので、もっと要点をしぼって、決定事項と修正してほしいところと分けて模擬会議が終了出来ればもっとより良いものになったのかなと思います。これは、実際の会議で活かしていきたいです。楽しかったです。</p>	<p>●●さんへ もしあれが現場（学校）であつたら、「自分たちは何をすればよいのか」、「準備することはないのか」というのをまず先に聞くと思います。授業の内容に関しては、一切何も言わないと思います。指導案の中に担任の働きかけが結構あったので、そのことだけを確認したかもしれません。だから一時間もかからない確認の15分くらいかなと思います。 ただ今回は初めての指導案を作り授業を行うということを知っていたため、あのような内容のことまで話してしまいました。先に指導案も見ていたので、あそこまで話をする資料まで準備ができました。実際は、そこまでできません。やっぱり養護教諭が「やりたいこと」をさせるという形で進んでいき、私たちは担任として児童がしっかり授業をできる環境を作ることには力を入れます。 養護教諭や●●さんが研究でやっている英語の担当の先生の授業になると、周りの先生からは内容について指摘させることはほとんどないはずですが。なぜなら専門的な分野だからです。また、初任を過ぎると管理職や研修、校内研で授業をうたない限り、基本的には授業内容について指摘させることはほとんどありません。だから●●さんは「若さ」という武器を持っているので、どんどん見てもらう一緒に考えてもらうと</p>

	大学院生の受講後の振り返り	左記の振り返りに対するコメント
		いうことを自分からお願いできるといいですね。自分たち中堅は、一緒に考えていけるような環境や時間を現場でつくっていかねばいけないと思います。

備考：個人が特定される事項は筆者がマスキング処理をしたが、それ以外は全て原文ママである。

数字下線部は、タイプミス・誤変換と判断し、その後ろに[]で筆者が修正表記を加筆した。

(2) 「教職実践演習（養護教諭）」を受講している学生からの省察と授業内容への要望

「教職実践演習（養護教諭）」を受講した保健学科の学生からは、授業後の振り返りと合わせて一連の合同授業に対する意見や要望を挙げてもらった。以下にそれを示す。

今回、「初回の職員会議での養護教諭からの提案」および「保健授業の指導案作成と検討」を通して、年間計画と照らし合わせた日程調整や教職員の役割調整の難しさを学ぶことができた。

資料作成にあたっては実習校の状況を想定して作成したが、実習校は教務のほか理科専科がいて、児童数が多く教室が足りていないなど、特殊な環境だったと思う。他の参加者に、そのことを説明していなかったため、共通理解を得ることが難しかったように感じた。想定している学校環境などを別途用意していなかった私も原因の一つであると思うが、全員の共通認識として、学校環境の設定は用意されていてほしいと思った。あらかじめ設定された学校の状況での職員会議を想定することで、実習校でされていた工夫の応用も考えることができるというメリットがあったのではないかとと思う。

さらに、今回強調されていた「教員の時間のなさ」について、2回とも授業で演習したような時間はとれないのであれば、実際に即した時間での演習および理想とする時間での演習とを分けて行って欲しいと思った。「初回の職員会議での提案」や「指導案作成と検討」では、私自身伝えたいことをなるべく簡潔に短く伝えているつもりであったが、実際に即した時間では足りなくなってしまうと思うため、学級担任が必要としている情報の中で紙面を用いて伝えると良いもの、口頭で伝えた方が良いものの区別が欲しいと思った。授業終了後に気づいたが、今回作成した健康診断の実施要項資料の中でも口頭で説明した方が良い事項がどれであったかなど学ぶべきであったと思う。実施要項について学級担任役からの質問で、すでに明記されている情報が答えになるものがあった。これについては私のレイアウトや情報量の多さに問題があったが、資料に目を通す時間が短かったことも考えられるため、提出期限を前倒して事前に目を通してもらうか、授業時間のなかで資料に目を通してもらう時間を長くとって欲しいと思った。

「指導案の検討」では、私自身としては今回想定した4年生における身体の発達段階では、初経・精通を経験していない児童が多く、メカニズムなどの知識分野に比重を置いても浅い学びになってしまうと考えたため、発達の個人差に重きを置きたいと考えていた。しかし、学級担任側からすると養護教諭に保健の知識分野に関する授業を求めているような返答があり、違和感を覚えた。私の意図することがあまり伝わらず、うまく議論や検討ができなかったように感じ、指導案の検討の難しさを感じた。

保健学科は3年次以降の授業において他学部との交流がほとんどなくなるため、今回のような経験は非常に貴重なものであり、学ぶことも非常に多くあった。特に、実習校の状況は特殊であることや養護教諭の役割と校務分掌としての役割の違い、さらに今まで「伝えなければならないこと」ばかりを意識してしまっていたが「自分の伝えたいこと」についても意識することの大切さを学ぶことができた。保健学科とは異なることを学び、さらに経験を積んだ人からも私の作成した資料について批評されることは、非常に今後の参考になった。

今回、私は卒業研究が終わっていたため資料作成や指導案作成に時間を割くことができ^{註8)}、さらに母からのアドバイスも受けられたため自分自身でも納得のいくものが作成できたが、来年は同時並行で行うため今回のような課題は酷だと思ふ。

5. 授業担当者による今回の合同授業の省察

(1) 教諭や中核的教員の育成の視点から

教育実習では職員会議（職員会議の事前事後の調整会議を含む）に参加することは稀であり、その経験がないストレートマスターからは、職員会議の模擬体験となったことを振り返りで言及していた。さらに、会議資料と検討の際の視点の多さについて触れていた。現実の教育現場での職員会議は限られた時間で多くの議題について検討せねばならない（比嘉・川上 2019）。守秘義務事項などがあり、教育実習生を職員会議に参加させることができない学校が多数を占めていることは想像に難くない。教育現場に出る前に模擬の職員会議に参加することはストレートマスターにとっては良い経験となったことであろう。また、養護教諭と「授業を作成する」ということに新鮮さを感じたことから、他学部の学生との協働の会議は教員の育成という視点からも有効であったと考えられる。他方で、課題もある。今回の合

同授業の受講者は合計してもわずか3名である。小規模校や校務分掌等が細分化されていない限り、この参加人数で職員会議やその事前調整のための会議を行う学校はないだろう。一方で参加人数が多くなると、多様な意見が出る半面、会議進行は困難になる（比嘉・道田・玉城・屋宜・岩谷 2020）。現実の学校現場の実情や教育的効果を鑑みて適切な人数まで会議の参加人数を増やし、リアルな状況でシミュレートすることが多様な能力を持つ教員の育成につながると思われる。だが、「教師の成長とメンタリング」にせよ「教職実践演習（養護教諭）」にせよ、修了・卒業要件上は選択科目であるため、毎年の受講人数は安定しない。そのため受講者だけでロールプレイングのために必要となるリアルな状況を提供できない時に、「どこまでリアリティーを求めてシミュレートするのか？」は授業担当者の腕の見せどころであると同時に悩みの種となる。

「他の学科の方々と一緒に考える機会というのも教職大学院ならではの（原文ママ）」という現職大学院生のコメントは、保健学科の学生との協働を組み入れた授業への肯定的なコメントだと捉えることができ、ここに、学部・研究科といった教育組織－換言すれば、育成環境－を超えた協働による人材育成の発展可能性が感じられる。また、この大学院生は「授業を作った人の思いを聞いていくことが優先だったでしょう」ともコメントしている。Roberto(2005=2006:88)は、他人の意見や提案について虚心坦懐に耳を傾ける姿勢をはっきりと示すことをリーダーに求め、リーダーのこのような姿勢により、会議の公平なプロセスの明示や参加者のモチベーションにつながることを指摘している。この姿勢は、モチベーションの高揚のみでなく、若手の職能を伸ばすことにもつながる。この大学院生はミドルリーダーに位置するため、模擬会議での現職大学院生の言動がミドルリーダーにふさわしくなるように、授業の模擬会議後に「提案者の思いをもっと尊重した方がよいのではないかと」「教師の成長とメンタリング」の担当者である第二筆者が助言した。この大学院生は、この助言を受ける形での省察として、2020年11月30日の振り返りとして自分の思いをしゃべりすぎた旨を何度も記述している。さらに、この現職大学院生は、2020年11月30日のストレートマスターの振り返りに対して、模擬会議が実際の現場であったならば、内容に関しては一切何も言わずに学級担任の働きかけを確認するだけに留まるため、15分くらいになる旨をコメントしている。これは、自らの経験を踏まえた実際の現場の様子についてのコメントであり、教育現場経験者から未経験者へのアドバイスととれる。ここに、大学院生同士の交流が確認できた。授業後にこのような交流が行われた事実が確認できたことから、自己省察に対して他者がコメントをしていくという行為が、授業後の大学院生同士あるいは授業担当教員との意見交流の深まりにつながることを期待できる。今回の合同授業の受講者の中で、教育現場経験者はこの現職大学院生のみであった。現職大学院生は他の受講生より年齢が上であるだけでなく現場での経験知もある。そのため、3名という小集団のヒエラルキーの中で上位に位置してしまっただけで考えられる。ある集団でのパワーバランスが上手く取れていないと、会議での発言回数や決定の方向へ偏りが出るであろう。このような偏りが起こらないような会議への参加姿勢も人材育成の視点では重要である。つまり、授業担当者である我々筆者が適切に指導しなければならないことを意味している。

大学院教育としての「ミドルリーダー（ポストミドルリーダー）の育成」という視点で、今後注意しなければならないのは、2020年11月30日の授業後の振り返りの「自分の中で上下を作っていたつもりはありませんが、もしかしたら、養護教諭より教諭の方が上という考えが自分の中にあった」という記述である。すぎむら（2014:5-6）は、「養護教諭が学校文化における『周辺』的存在であることをつきつけられていた」ことから、養護教諭が差別的な位置にある原因として、学校内における「職業差別」という観点、養護教諭が学校における「移民」であること、ほとんどが女性であることを指摘し、学校の中であって「女性」であり、「移民」であり、「異職種」でありしかもかつ「教員」である養護教諭とは、「複合差別」の体現にほからならないと主張している。教職課程と照らし合わせれば、養護をつかさどる養護教諭のほうが、教育をつかさどる教諭に比べて児童生徒の心と体の健康に関する専門的知識や技能を

有していることになる。しかしほとんどの養護教諭は一人職場・一人職種として学校に配置され、学校の職員構成としては教諭が最大多数派であることは否定できない。すぎむら(2014:15)は「学校の一員として職務を果たす以上、養護教諭であるか否かに関わらず『連携』が必要であることは指摘するまでもない。しかし、ことさら養護教諭に対してそれが強調される理由は、やはり養護教諭が『弱い』立場にあり、つよい立場にいる『中心』教員(たとえば、管理職など学校内の序列の中で上位にいる教員)の「同意」がえられなければ実践が困難である」ことを指摘し、「『連携』を必要とするケースが『学校の体制』に適合的なもの、つまり『中心』教員の同意をえることが容易であるものであれば支障はない。これまでの研究成果も十二分に活用できる。しかし、『学校の体制』と相反するもの、『中心』教員が拒否的なケースの場合、『連携』はそうとう困難になる。」と主張している。専門性や経験に裏打ちされた尊厳が相互になくしては同僚性を構築できず、児童生徒のために協働する世界は成立できない。この大学院生の記述の意味が、単純に言葉足らずで稚拙な表現や自分を卑下する形での内省であるならば看過できるが、教員養成段階から無意識のうちに一とりわけ最大多数派たる教諭志望学生や「中心」教員になることが期待される教職大学院生に一生まれる認識であるならば、それがどのように生じてくるのかを探る必要があり、このような認識が育まれないようにしなければならない。

(2) 養護教諭養成の視点から

保健学科の学生のコメントでは、他学部との交流がほとんどない時期に、協働での授業は貴重な経験となったという点で今回の授業を肯定的に評価する部分もあった。こうした肯定的な評価があったからこそ要望も多く、合同授業での「学校環境の設定」「実際の時間と理想の時間を分ける」「資料に目を通す時間の確保」の要望があった。こうしたある意味“不満”が示された原因は、「教職実践演習(養護教諭)」の科目担当者間の連携が不十分で、場面設定そのものを曖昧な形で保健学科の学生に事前に伝えてしまったことにある。例えば、保健学科の学生には実習校をイメージして「職員会議」場面での提案資料の作成を第三筆者が指示してあったにもかかわらず、直前になって教育効果を挙げるため、半ば第一筆者の思いつきで「職員会議前の校務分掌の打ち合わせ会議(保健部会)」に設定を変更して実施したことが当てはまる。しかも、この学生のコメントにあるように、2人の大学院生(教諭の立場)には肝心の学校規模等の説明をしておらず、議論の土台となる学校環境についての共通理解が得られていなかった。そのため、この学生は困惑し、資料内容の説明以前に学校環境に関する共通理解を得る難しさを痛感していた。現職大学院生も「振り返り」で記述しているが、会議場面では建設的なコメントを得ることも少なく、この学生にとっては消化不良の体験となってしまった。従って、この学生から授業担当者に対する要望が多かったのはある意味、当然であろう。これは、今回の大きな反省点である。現実の学校であれば、勤務校の規模や環境についての共通理解がある程度されていることが前提になって会議が進むが、勤務経験がない学部学生や大学院生が存在する中では、「業界の常識」の理解を促し、無言の前提条件として「わかるよね!?!」というように放置しないことがロールプレイングやシミュレーションに必須であることを授業担当者として肝に銘じなければならない。

養護教諭として赴任後、最初の緊張場面が年度初めに職員会議で提案することである。まず、勤務校の教育計画および学校保健活動に関する全体計画をざっと踏まえつつ、救急体制等を確認し、初の保健行事である定期健康診断に関する実施計画を提案する必要がある。勤務校の校種や規模によって保健行事の実施方法は異なっており、通常は前年度の資料をもとに、係の割り振り部分を変更する程度で職員会議に臨むことになるが、今回は「実習校だった小学校に、自分が一人で赴任すると想定」して、ほとんど一から資料を作成することを保健学科の学生に課した。これは、この時期にこの学生が履修している科目が本科目のみであり、時間的には余裕のあることが想定されたことと、一から資料を作成することで、定期健康診断に関する理解度の再確認ができると考えたためである。課題提示から資料提出まで

の期間は一週間であり、この間、学生から授業担当者(第三筆者)へ資料作成に関する問い合わせはなかった。この学生は、これまでの講義で用いた書籍^{註9)}や資料等を踏まえつつ、小学校教諭である母親からのアドバイスも参考にしながら提案資料を作成した。作成された年度当初の共通確認事項は、全職員向けと学級担任向けとを分けて表示している点が良いが、“～保健室より～”に記載した内容を含めて整理する必要が見受けられた。定期健康診断に関する資料は、タイトルに令和3年度定期健康診断日程一覧表とありながら記載されていたのは4月の日程のみであったり、各健診項目の実施要項の順番が4月実施のものと5月以降に実施するものが前後したり、時数のあて方が非現実的であったりする等、体裁を含め細かい点での課題が散見されたが、必要とされる項目は一通り揃っており、学級における指導の留意点も明記されていた。しかし、会議資料や指導案を作成する時間が、この学生とは異なり、卒業研究と教職実践演習の履修時期が重なる標準的な履修階段を経る保健学科の学生には「(十分には)無い」ことから、こうした課題を他の学生に課すことに対する懸念がこの学生の感想に示された。

この学生にのみ焦点化した場合、定期健康診断時期における学校現場の動き(健診会場の設営や養護教諭と教諭との役割分担・立ち位置の違い等)について、明確なイメージが十分には形成されていなかったことが懸念された。保健学科における養護実習は毎年8月末～9月に開講・実施されている。例年は4月～6月の定期健康診断の時期に、教育学部の附属小・中学校でその様子を数時間見学したり、某高等学校での定期健康診断にボランティアでの参加を組み込んだりして、実際の実施要項を目にしたり、この時期の学校現場の動きを目の当たりにする機会を設けている。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延により実施できず、講義自体も遠隔授業であった。こうした環境や状況の影響もあったと思われるため、この学生の振り返りを受けて、学校現場で実際に用いられている提案資料を提示しつつ対面での補足授業を第三筆者が実施した。

この学生が実際に作成した資料を目の当たりにできたことで、授業担当者として改めて「考えさせられる」ことを数多く見出した。これまで、職員会議の提案資料作成は、養護教諭養成に関する授業科目の中で明確な形では教えていなかった。「教職実践演習(養護教諭)」を履修してきた学生は、学校現場での経験不足や教職員や保護者との対応について、「まだ足りていない」と自己評価していた(吉田・和氣 2017)。学校現場での経験不足や教職員との対応の不安感を解消するためにも、こうした資料作成活動や教諭との協働の場を「教職実践演習(養護教諭)」に位置付けることの重要性を再認識できたことから、養護実習以外の期間や様々な学校を見学する機会による養護教諭としての職務イメージの鮮明化や、職員会議の提案資料作成および模擬職員会議等を課題として提示していくことは今後も何らかの形で継続したいものである。

また、2回目の合同授業での小学校第4学年体育科の保健領域の指導案検討においては、保健学科の学生が作成した指導案を基に検討がなされた。教育職員免許法施行規則で規定されている「養護に関する科目」で含めることが必要な事項「学校保健(2単位)」に対応する科目として、保健学科で開講されているのは「学校保健(2単位)」と「健康教育学(2単位)」の2科目、計4単位である。科目「健康教育学」の中では、ヘルスプロモーションや行動変容の理論に基づいた保健指導の指導案作成ならびに実施・評価が学習内容に組み込まれており、子供の「発達段階」を踏まえることが重要であることは押さえられている。しかし、学習指導要領に基づく教育課程を概観することは行っているものの、当該科目の中では教科における指導案作成は扱われておらず、この学生にとっては、養護実習で月経の手当てに関する保健の指導は経験してはいたものの、今回が初めての教科における学習指導案作成であった。教科における保健教育と、教科以外の活動における保健教育との相違点については、第三筆者が学生に説明してあり、学生は一通り学習指導案を作成してきた。これに先立ち、教職大学院が大学院生用に保有する平成29(2017)年に告示された現行学習指導要領に基づいた小学校体育(保健)の教師用指導書を貸し出していたにもかかわらず、この学生は一つ前の平成20(2008)年に告示された学習指導要領に対応

した学習評価の観点で作成した。そのため、大学院生から評価の観点为学校現場で求められているものとズレていることが問題点として指摘された。ロールプレイングの中で、教師用指導書の付録DVD資料の映像視聴時間や内容の確認について大学院生から指摘されたが、これについては資料が未開封であったため、遠慮して開封して確認していなかった。附属図書館がその機能として整備した資料を貸し出していただければこうした遠慮は生まれなかったと思われるが、合同授業の有無を問わず、学生が遠慮せずに貸与資料を活用できるようにする配慮が必要である。

「いのちに関わる専門職である養護教諭として、子どもたちに伝えたい思いや内容があるにもかかわらず、『各学年のどの教科や単元と関連させるのがより有効なのか』についての知識や指導技術は未熟である」(大嶋 2020) という指摘にもあるように、この学生は「子供の発達段階をふまえた」指導が必要であることは、頭では理解しているつもりでも、算数の学習と関連する小数に関する概念や知識についての子供の理解度といった他教科とのつながりの観点などについては思い至っていなかった。大学院生からの指摘を受けたことで、ひとくちに「発達」といっても、身体や心の発達と「学習」に関する知的発達を捉える別の視点があることにこの学生は気づき、「保健学科とは異なることを学び」得たという表現になったと考える。養護教諭と教諭との役割分担については、議論の中で養護教諭が医学的な専門性を生かして体の変化についての学習を主に担い、学級担任が学級経営上の問題と組み合わせながら心の変化についての学習を主に担うという考え方の妥当性が検討され、それぞれの立ち位置の理解が深まったものとする。今回は指導案の検討のみであったが、仮に一通りの指導案を作成できたとしても、授業をする力量(板書計画を考えたり、子供の反応を見とったりする力)は、また別のものであろう。現職大学院生の「振り返り」には「学校現場では時間がないので、今回のようにあんなに細かいことまで話すことはありません」「初任を過ぎると管理職(からの要請)や研修、校内研で授業をうたない限り、基本的には授業内容について指摘させることはほとんどありません。」とあり、OJT(On-the-Job Training)が難しいことが記されていた。これは、現行の免許法令で規定されているように養護教諭免許のみを取得した者が兼職発令を受けて教科としての「保健」を担当するには、勤務経験3年のみという前提条件をクリアするだけでは実質が伴ったものにはなりにくいため、それ相応の研修が必要となることを示唆するものとする。

上にも述べたように、2回の合同授業のロールプレイングの中で、この保健学科の学生の意図は大学院生に十分に伝わらなかったため、議論や検討が上手くいかなかった旨の感想をこの学生は抱いていた。今回の合同授業では、「自分の想定通りの議論ができなかった」とこの学生には評価していると思われる。換言すれば、今回の模擬会議では自分の想定と異なる認識をしていた他者の発言があった。教育現場経験のない学生にとって、想定外の発言をする他者の存在というリアルさこそ、今回の模擬会議が持つ教育上有意義な点だと考える。しかし、人材育成という観点から見た場合、学生の状態に応じた模擬会議の課題や場面設定が今後の課題となる。この課題への対応として、保健学科の学生にとって難易度を下げることがまず考えられる。例えば、学生自身に一から資料を作成させるのではなく、実際の教育現場で使われているものを基に、その一部修正程度で済ませ、模擬会議で伝えることや検討することを明確にするなど、事前指導・指示を今回以上に丁寧にすることが挙げられる。今回、保健学科の学生は、2回の授業で用いた検討用資料を両方ともほとんど一から作成しており、努力の結果、体裁等には問題があるものの内容的には概ね十分な一定量の資料が提出された。当然、この資料作成にかけた時間や手間に比した「思い」が保健学科の学生には存在しており、その「思い」を含めて多くを伝えようとしていた。それが、模擬会議で要点が絞られていない話しぶりに繋がったように感じられる。それは、現職大学院生の「振り返り」にあるように「先生方にどう指示をするか、協力してもらうか、わかりやすく説明できるか、そこに尽きる」のだが、この学生は講義で学んだ必要事項を盛り込んで資料を作成するだけで精一杯で、体裁等までを考える余裕はなかったと思われる。また、「口頭で説明した方が良い

事項がどれであったかなど学ぶべきであったと思う」とあるように、せっかくの練り合い場面で具体的なコメントを得て理解を深めるには至っていなかった。これは、学校における保健行事や保健教育を推進する上で、行事のねらいや教育課程に関する理解を前提になされる「教員としての」コミュニケーション力育成の課題であり、医学や看護学—とりわけ入院患者を対象に行う看護実践能力—とは異なる点である。養護教諭の職能形成を図る上では、この点に留意して意識的に学生を指導していく必要性を、養護教諭養成に携わる者としてあらためて認識した。また、今回の実践がこのような結果となったからこそ、保健学科の学生への指導とあわせて、大学院生への指導も必要である。とりわけ「教師の成長とメンタリング」の想定受講対象者である現職経験のある大学院生には、「若手育成の視点でコメントをする」旨の事前指導が必須である。この指導により、現職経験のある大学院生に、保健学科の学生（未来の新任養護教諭）に対して今後の成長につながる言葉かけをすることが期待できる。この言葉かけによって、保健学科の学生が抱く模擬会議への参画に関する達成感・成就感が高まったであろう。

6. おわりに

教育実習や養護実習では経験することが難しい職員会議（職員会議の事前事後調整会議を含む）を模した形で、教育組織の枠を超えて行ったロールプレイングは、教職未経験者にとって貴重な経験だったと肯定的に評価された。保健学科内で行う学校現場を模したロールプレイングのように、特定の職種のみを養成する教育組織の枠内で行われるロールプレイングでは、その教育組織で養成していない人材や異なる教職キャリアや専門性を背景に持つ人材を模することが難しく、想像の範囲でのロールプレイングとなるため、限界がある。今回の協働を志向した合同授業は、養護教諭志望学生にとって貴重な経験となったばかりでなく、養護教諭の職能形成を担う教員、教職大学院での中核的教員の育成に携わる教員である筆者らにとって、それぞれの立場からさまざまな気づきを得られた点で有用であったと考える。教諭、養護教諭、あるいは栄養教諭といった職務イメージの鮮明化と共有や、職員会議の提案資料作成および模擬職員会議等を課題として提示していくことは今後も何らかの形で継続したいものである。現職大学院生がロールプレイングに参加することで自らの経験を踏まえた実際の現場の様子が共有された。これによりロールプレイングにリアリティーが増した点は、教職未経験者にとって有意義だった。しかし、「複合差別」という言葉に集約される事象への対応といった、中核的教員として求められる、後輩（若手）育成と業務遂行（同僚性の形成と協働による教育活動）を両立した会議への参加姿勢について、「教師の成長とメンタリング」科目担当者の現職大学院生に対する指導や支援の在り方については、「若手育成の視点でコメントをする」旨の事前指導が必須であるという授業担当者としての省察にも示されているように、まだまだ工夫の余地がある。

そもそも「どこまでリアリティーを求めてシミュレートするのか？」という問いに対する本質的な解を、今回の実践は示してはいない。現実では、勤務校の規模や環境についての共通理解がある程度されていることが協働の前提になるが、今回の合同授業実践では、とりわけ学校環境についての共通理解の不十分さが露呈し、改めて問題点を浮き彫りにした。ロールプレイングにはシミュレーションする前提条件としての想定する場や状況等の共通理解が必須である。だが、際限があるわけではないので細かく設定すればそれに応じた準備が必要となってくる。入念な準備を求めることは、特に保健学科の学生にとって、経験的な点からだけでなくそもそも時期的・時間的に難しいことも今回の実践は示している。

また、看護師の資格取得が可能なカリキュラム下で行われる保健学科で養護教諭を養成していく中で、「看護」実践能力と「養護」すなわち教職としての実践能力との質的な違いを、学生に意識的に伝えていく必要性をあらためて感じた。「看護」と「養護」のように類似している概念的な事象をその差を鮮明化させて理解できるように伝えることは難しいが、これもこの合同授業によって鮮明化された科目担当者に対する課題でもあり成果でもある。

註解

- 1) 活動内容の想起のしやすさから吉田・中尾(2017a, 2017b)は、「救護室」と表記していたが、当日の行事そのものは屋外で開催されており、屋内施設内に救護室機能を確認せず、実際には、催事会場近くの屋外に救護場所を設置して救護係として待機し、その役割を担った。そのため、「救護係」としての役割遂行という表現のほうが実質を伴っている。実際の活動としても、当日の要救護者への対応だけでなく、行事内容の事前説明を受けて、救護物品として何をどれくらい用意するのかを検討するといった事前準備をするに留まらず、当日は安全確認の意味から催事会場の巡回もした。
- 2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部では、「体育」の教科の一部に係る事項で文部科学省令で定めるものの教授を担当する教諭または講師となることができる。具体的には、教育職員免許法施行規則附則第41項で、小学校学習指導要領で定める保健に係る事項であると示されており、平成29(2017)年に告示された小学校学習指導要領では、第3学年以上の内容にある“G 保健”である。ただし、これは教育職員免許法の平成28(2016)年11月28日の一部改正で、それまで存在していた附則第11項が削られ、第15項に規定されていたものが第14項とされたものの教育職員免許法施行規則附則第41項が改正されなかったために依然として「免許法附則第15条に規定する…」と表記されており、2022年2月の時点で「項ズレ」の状態になっている。
- 3) 中学校か高等学校の「保健」の教諭免許を取得していた場合、小学校教諭の免許がなくても教育職員免許法第16条の5第1項の規定により、小学校若しくは義務教育学校の前期課程の教科「体育」の中の「保健」に関する事項(いわゆる体育実技以外)の専科教員も不可能ではないだろう。
- 4) このストレートマスターが履修することにした理由は、今後(しがらみが多いと言われる)教員という仕事を行っていく時に、もめることが嫌いな当該大学院生にとって、円滑に且つ効率的に仕事を行う上で必要な学習だと感じたことが主な理由であり、それに加えて前期に筆者(吉田・比嘉)が担当した授業(必修科目)が面白かったという授業担当者から選択した側面や、純粋に授業内容に興味があり、大学院生自身に情緒が激しく不安定な時があり、自分のメンタルに不安を持っており、少しでも解消する手がかりになることへの期待が理由にあった。ただし、「月曜2限」という開講曜日・時限から「シラバスをよく確認せず主にタイトルだけで選んだ」部分も否定できないとのことだった。
- 5) 学校教育法施行規則第28条に示される学校備付表簿(いわゆる公簿)である出席簿と、そこに明示されていない健康観察簿は本来別のものである。しかし、沖縄県では、(特に公立小学校で)健康観察簿と出席簿の機能を一つにまとめた冊子を用いている学校がある。また、出席簿の電子化に伴い、その補助簿として健康観察簿に出席状況を記入することから、事実上の出席簿となっている学校もある。それゆえ大学院生の発言を反映させる形でこのように書き記した。
- 6) 貸し出した教科書および教師用指導書は、令和2(2020)年度から使用されている光文書院発行の『小学 ほけん 3・4年』である。
- 7) 学校教育法施行規則第43条では、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えることが規定されているが、その子細までは定められていない。その意味で、教育委員会や校長の判断、学校の規模によっては、あり得る措置ではある。初任者に教育業務連絡指導手当(いわゆる主任手当)の支給対象となるような校務を分掌させたり研究指定校で公開研究会が予定されている学校の研究(校内研修)主任など、その学校で重要な校務を分掌させたりすることは非現実的である。それゆえ勤務先学校で、初任者や若手教員に一人何役もこなさせない配慮や相対的に軽微な業務を分担させることは想像できるが、「初任者は校務分掌を持たない」旨について、筆者らは校務分掌の減免に関する何らかの明確な制度の存在を確認できなかった。そこで、記載した大学院生にこの件について詳細を問い合わせたところ、「初めて臨時的任用で教員をした時には学芸会担当にあたり、何もわからないままやった記憶があったので、初任者の際に『何もないよ』と言われて申し訳ないなという記憶がある(初任者の時に校務分掌を充てられた記憶がない)」がこの回答の根拠であることを確認した。この大学院生は、直近で初任者だった同僚に初任者時代の校務分掌経験について聞いても「校務分掌の割当がなかった」と回答された旨を筆者らに報告した。この大学院生は「1つの校務分掌に2人以上配置されるなどして、副担当的扱いに位置付けられ、他の人が全てやってくれていたのかもしれないが、それを含めて記憶がなく、採用2年目には体育主任になって、きつかった思い出があります」旨も回答した。
- 8) この学生は入学当初から養護教諭の免許取得を志望したわけではなく、在学途中から教職課程認定科目の履修を始めた。また、家庭の事情により4年間で卒業することが困難な状況に置かれたことから、保健学科の養護教諭志望学生の標準的な履修階梯を経ていない。
- 9) 用いた書籍は、①三木とみ子編集代表、2018、『新訂 養護概説』、ぎょうせい;②学校保健・安全実務研究会編著、2020、『新訂版 学校保健実務必携(第5次改訂版)』、第一法規;③植田誠治・河田史宝 監修、石川県養護教育研究会編、2018、『新版・養護教諭執務のてびき 第10版』、東山書房の3冊である。

謝辞・付記

本研究の一部は、琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）で開講されている授業科目「教師の成長とメンタリング」と琉球大学医学部保健学科で開講されている授業科目「教職実践演習（養護教諭）」の担当者の教師教育に係るFaculty Development活動の一環である。「教師の成長とメンタリング」と「教職実践演習（養護教諭）」を受講して下さった3名の学生に対してこの場を借りて感謝申し上げる。

本報は次のように分担した。授業担当者による今回の合同授業の省察は、「教師の成長とメンタリング」の担当者として比嘉が教諭や中核的教員の育成の視点から行い、「教職実践演習（養護教諭）」の担当者として養護教諭養成の視点から和氣が行い、吉田が授業実践報告とあわせて全体を取りまとめて整形した。

引用文献

- 中央教育審議会, 2006, 「2. 教員養成・免許制度の改革の具体的方策 1. 教職課程の質的水準の向上」, 「別添1 教職実践演習（仮称）について」『今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）』（2021年9月25日取得, https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337006.htm, https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337016.htm).
- 比嘉俊・川上一, 2019, 「職員会議に対する学校長の経営方針の一考察—教職員への質問紙調査と学校長へのインタビューを基に—」『琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）紀要』3:165-174.
- 比嘉俊・道田泰司・玉城啓・屋宜勝・岩谷千晴, 2020, 「学校現場における組織的意思決定に関わるケースレポート（Ⅲ）—学校長インタビューからの課題とそれへの提案—」『琉球大学教育学紀要』96:79-88.
- 比嘉俊・吉田安規良・桑江和子・與那嶺紀子・世嘉良基・土屋勢子, 2019, 「現場におけるメンタリング事例研究を扱った大学院における教育実践報告—教職大学院における授業科目「教師の成長とメンタリング」で示された対応策と受講学生による授業そのものの評価—」『琉球大学教育学部紀要』94:147-160.
- 小林稔・岩政輝男・會澤卓司ほか, 2008, 『平成19年度 文部科学省教員養成改革モデル事業（教職実践演習の試行）報告書 事業タイトル「教員養成最終段階におけるプラクティススクールによる総合的力量的形成とその明示的な確認に資する事業」』, 琉球大学.
- 小林稔・岩政輝男・中村透ほか, 2009, 『平成20年度 質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）報告書 事業名称：「模擬学校における教育実践力向上モデルの開発」』, 琉球大学.
- 中村透・岩政輝男・小林稔ほか, 2011, 『平成21・22年度 質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）報告書 事業名称：「模擬学校における教育実践力向上モデルの開発」』, 琉球大学.
- 大嶋智子, 2020, 「養護教諭と理科教員の連携授業—“あなたが大切”を伝える『いのちの学習』—」『理科の教育』東洋館出版社, 69(5):42-44.
- Roberto, M. A., 2005, *Why Great Leaders Don't Take Yes for An Answer : Managing for Conflict and Consensus*, Upper Saddle River, N.J.: Wharton School Pub. (スカイライトコンサルティング訳, 2006, 『決断の本質：プロセス志向の意思決定マネジメント』英治出版.)
- 佐久間正夫・廣瀬等, 2016, 「『教職実践演習』授業実践報告—授業評価アンケート調査を中心に—」『琉球大学教育学部教育実践総合センター紀要』23:151-163.
- すぎむらなおみ, 2014, 『養護教諭の社会学』, 名古屋大学出版会.
- 杉尾幸司・宮国泰史・松田伸也, 2014, 「宿泊科学体験プログラムと連携した教職実践演習の試み」『日本理科教育学会九州支部大会発表論文集』41:84-85.
- 杉尾幸司・宮国泰史・中村元紀, 2017, 「社会教育施設の科学体験学習と連携した教職実践演習における学生評価」『琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）紀要』1:81-90.
- 吉葉研司・吉田安規良・中尾達馬, 2014, 「行事企画・運営体験を取り入れた教職実践演習による学生の自己分析の変容」『琉球大学教育学部紀要』85:81-193.
- 吉田安規良・小田切忠人, 2013, 「沖縄こどもの国と連携した教職実践演習の試行—特別活動の実践力に焦点化した職能の確認—」『琉球大学教育学部教育実践総合センター紀要』20:133-158.
- 吉田安規良・中尾達馬, 2016, 「沖縄こどもの国と連携した教職実践演習による学生の自己分析の変容—2014年度卒業生の場合—」『琉球大学教育学部紀要』88:217-229.
- 吉田安規良・中尾達馬, 2017a, 「教員養成のカリキュラム・マネジメントに生かす沖縄こどもの国と連携した教職実践演習と学生の変容の実際:学生は教職実践演習で自他をどう見取ったか—2015年度の実践報告と4年間の取組の総括」『琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）紀要』1:49-67.
- 吉田安規良・中尾達馬, 2017b, 「沖縄こどもの国と連携した教職実践演習における学生の変容の実際：学生は教職

実践演習で自他をどう見取ったか—2015年度の報告と4年間の取組の総括』『九州地区国立大学教育系・文系研究論文集』5(1):No.29, (2021年9月25日取得, https://nuk.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=344&item_no=1&page_id=13&block_id=17).

吉田安規良・和氣則江, 2017, 「養護教諭志望学生の「まだ足りていないところ」という自己評価結果からみた教職に対する意識や自己課題と養護教諭養成カリキュラムの改善の方向性: 琉球大学における教職実践演習受講生の自己評価から」『琉球大学教育学部紀要』91:195-206.

吉田安規良・和氣則江・武田昌則・田中洋・下地敏洋・西山千絵・横井理人, 2021, 「スクールリーガルマインドの育成と養護教諭と協働できる教諭の養成を志向した教師教育実践—教職大学院授業科目「学校安全管理」における法科大学院教員や医学部保健学科教員による特別授業—」『琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻(教職大学院)紀要』5:155-169.

付録

資料1 11月16日の授業に際して保健学科の学生が提出した資料(「年間計画(案)」のみA3判1枚(横長), 「全体計画(案)」, 「お願い」はA4判1枚で, 「保健室より」はA4判10枚でそれぞれ作成; 全体計画と年間計画は, 本来保健主事が作成するものであるため, 保健主事に命課された場合を除いて養護教諭が作成するものではない。そのため, この2つの(案)は第三筆者が作成し, この計画を踏まえて定期健康診断の計画を練り, 全てをまとめて資料として提出した)

学校保健

(1) 全体計画(案)

A市立いろは小学校

学校教育目標

・よく学ぶ子
・心豊かな子
・たくましい子

(めざす子ども像)

「よく学ぶ子」・・・めあてを持って学習のぞみ、疑問を解くために考える子
「心豊かな子」・・・自分や他者を大切に、自然や芸術に感動できる子
「たくましい子」・・・安全に気をつけて体を動かし遊べる子、最後まで頑張る子

学校保健目標

『自分の心と体を大切に、進んで健康づくりに取り組む子の育成』

【具体的な目標】

1. 日々の成長を喜び、健康に過ごすための方法を自ら学ぼうとする子
2. 基本的な健康生活や衛生に関する習慣を身につけて実践できる子
(早寝・早起き・朝ごはん・食後の歯みがき・からだの清潔)

本年度の重点

1. 日々の児童の健康観察を強化し、感染症の蔓延防止をはかる。
2. 怪我予防の保健教育の充実(児童の関心を高める保健学習教材の開発や保健指導の工夫)をはかる。

主な取り組み	
<p style="text-align: center;">保健管理</p> <p>対人管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日々の健康観察の徹底による疾病異常の早期発見、感染症対策(学級担任をはじめ全教職員) ○必要に応じた健康相談の実施(養護教諭、学校保健三師ほか) ○日々の健康安全指導(学級担任および養護教諭) <p>対物管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全で衛生的な学校環境の維持管理(全教職員、学校業務師) ○保健室の環境整備、資料整理(養護教諭) 	<p style="text-align: center;">保健教育</p> <p>関連教科における保健教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○体育をはじめとする関連教科において保健教材の工夫や活用について情報交換会を発足(保健部会、関係職員) <p>教科以外の保健教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学級活動における保健指導の充実(学級担任・養護教諭) ○児童の健康課題に即した個別あるいは集団保健指導の実施(養護教諭、関係する教員) ○健康週間の取定と取り組み(2回(企画; 保健部会 実施; 全教員)) ○保護者への啓発活動(養護教諭、学級担任、PTA 保健部)
<p style="text-align: center;">組織活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童保健委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・月1回 第2金曜6校時(養護教諭、関係職員) ○保健部会 <ul style="list-style-type: none"> ・月1回 第4不曜(保健主事、養護教諭、各学年主任) ○学校保健委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・年2回(保健主事、管理者、養護教諭、その他関係職員、PTA 保健部、学校保健三師 など) ○A町合同保健委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・年1回(関係職員) 	

※ 学校保健活動の評価は、学校評価のなかで実施する・・・

(2) 年間計画 (案)

▽▽年度 いろは 小 学 校 保健主事 氏名 ○○ ○○○

月	4月	5月	6月	7・8	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
目標	・じぶんのからだを知って、健康のめあてをたてよう ・歯をたいせつにしよう											
保健行事 関連行事	・入学式 ・始業式	・家庭訪問 ・プール開き ・定期健康診断	・健康週間① (歯科保健) ・定期健康診断	・教育相談	・運動会	・健康週間② (目の健康) ・発育測定 ・視力検査	・校外学習 ・5年宿泊学習 ・6年修学旅行		・健康週間③ (かぜ予防) ・持久走大会		・かぜやインフルエンザをふせごう ・健康な心ですごそう ・1年間の成長を知る	
保健管理	対人管理	・健康観察 ・保健調査 ・発育測定 ・心臓検査 ・視力検査 ・尿ギョウ虫検査	・耳鼻科検診 ・歯科検診 ・歯科医による健康相談	・校医検診	・未受診者の把握 ・夏休みの健康管理 ・校医による健康相談	・治療カード回収 ・発育測定 ・運動会の健康管理	・視力検査 ・未治療者への再勧告	・修学旅行の健康管理	・冬休みの健康管理	・持久走大会前の健康管理 ・かぜひき調査	・かぜひき調査 ・今年度の保健医利用状況まとめ	
	対物管理 (施設管理)	・飲料水日常検査 ・水質定期検査 ・清掃計画配布 ・机いすの調節	・照度検査① ・プール清掃 ・プール水質点検		・大掃除① ・寝具リネン	・机いすの調節 ・救急用品の点検	・照度検査②		・大掃除②		・諸帳簿整理 ・寝具リネン ・保健室整備 ・大掃除③	
保健教育	関連教育 における保健教育	3年「毎日の生活と健康」 5年「けがの防止」			4年「育ちゆく体とわたし」		6年「病気の予防」		5年「心の健康」 6年「心の健康」			
	教科以外の 保健教育	1年：生活「なかよしいっぱい」 5年：家庭科「家族との生活」	2年：生活「あさがお育てる」 5年：理科「植物の発芽と成長」		5年：家庭「快適な生活を送ろう」				6年：家庭「環境を考えた生活」			
組織活動	児童保健 委員会	発足会	歯の衛生週間に 向けた取り組み	歯の衛生週間で の放送			かぜ予防集会上 むけた取り組み	かぜ予防集会上 むけた取り組み				
	保健部会		健康週間①企画	健康週間①の取 り組み	保健教材に関す る情報交換会	健康週間②企画	健康週間②の取 り組み			・今年度の実施成果まとめ ・次年度学校保健計画案作成		
その他				7月：学校保健委 員会						2月：学校保健委 員会		
その他				8月：A町 合同保健 委員会								

～全職員へ協力をお願いします～

- 日々の健康観察の徹底による疾病異常の早期発見→感染症対策
 - 救急車対応：救急車を呼ぶことになった際に備えて、対応方法を記載した紙を用意しています。持っていない先生には配布いたします。また、今後紛失した場合や使用した場合同様に再度お渡ししますので、そのような場合にも声をかけてください。
またこのカードを常に持ち歩き、有事の際に活用できるようお願いいたします
 - 安全で衛生的な学校環境の維持管理
安全面について→校内の危険な場所の把握：校内巡視や保健室来室者からの話で危険な場所の確認や生徒の多い場所の確認は随時行っていきますが、全職員、校舎内の危険な部分や気になる部分についてはは気付いたら迅速に相談するようお願いいたします。
衛生面：児童保健委員会活動で塩素濃度が足りていないとされた場所についての対応
引き続き校舎内の清掃および消毒→感染症対策
学習に支障が出そうな環境
 - 健康週間の取り組みの実施 時期は6月および10月の2回を予定 (企画は保健部が行う)
 - 児童に対するマスク着用を促す声かけ：これからさらに暑くなりますが、感染症予防のために児童へのマスク着用を促す声かけをお願いします。(熱中症予防のために、せめて口まで覆う)
- ～学級担任へのおねがい～
- 学級活動における保健指導の充実
特に手洗いやマスクなどの感染症予防行動についてお願いします。前年度に配布された新型コロナウイルス感染症予防についての資料にも記載していますが、汗を拭くタオルと手を拭くタオルを分けて持ってくるようメモなどに記載し、児童が忘れないうちにご指導をお願いします。例年通り、健康的な生活習慣位ついてもらいます。健康は感染症予防につながります。
 - 児童の健康課題に即した個別あるいは集団保健指導の実施への協力
必要時、先生方にも指導の手伝いをさせていただきたいと考えています。宜しくお願いします。
保護者への啓発活動
PTA 保健部および養護教諭と共に、実施していただくようお願いいたします。

～保健室より～

保健調査票および問診票について
 保管場所：保健室
 紛失した場合・・・新しいものを配布します。学級ごとに必要枚数を伝えてくだされば、担任の先生方にお渡ししますので、児童に渡してください。

虐待発見時の記録用紙について
 共有フォルダの「保健室」に入っています。記録はパソコンでも手書きでも構いませんが、データは残さず紙媒体での提出をお願いします。

要管理児童について
 保管庫に学年ごとに分けて保管しています。緊急時または養護教諭不在時には、そこからファイルをとって対応をお願いします。

緊急時の対応について
 緊急時の役割分担は職員室入り口に貼っているので確認をお願いします
 救急車の対応方法および緊急時の記録用紙を必ず携帯し、いつでも対応できるようお願いします。
 ※アレルギー対応について
 食物アレルギー対応マニュアルを各学級に配布しているので、それにしたがって対応をお願いします。
 ※AEDについて
 体育館に設置しています。
 ※嘔吐時について
 吐瀉物セットを各学級に配布しています。新聞紙などで吐瀉物がある程度除去したのちに消毒液を使用し、吐瀉物セットに入っているペーパーで拭ってください

令和3年度 定期健康診断日程一覧表

月	日	曜日	検査項目	時間	対象者	場所	備考
4	7	月	保健調査票および問診票【提出】	学級の時間	2～6年	各学級	回収メチ
	8	火	保健調査票および問診票【提出】	入学式	1年	受付または学級	4/11(金)
	9	水	身体測定	1～4校時	6年	保健室	体育着着用
	10	木	身体測定	1～4校時	5年	保健室	靴下は教室で脱ぐ
	11	金	身体測定	1～4校時	4年	保健室	
	14	月	身体測定	1～4校時	3年	保健室	特別支援学級の児童は交流学級の時間に含ませて計測
	15	火	身体測定	1～4校時	2年	保健室	
	16	水	身体測定	1～4校時	1年	保健室	
	22	火	尿・ギョウ虫検査器具【配布】	帰りの会	全児童	各学級	
	23	水	尿・ギョウ虫検査【提出】	1校時の休み時間まで	全児童	保健室	各学級でまとめて提出
	24	木	尿・ギョウ虫検査【提出】		全児童	保健室	
	25	金	心電図検査	9:00-	1年	保健室	体育着着用
	30	水	視力検査	9:00-	全児童	体育館	メガネ持参またはコンタクト着用

○身体測定について
 ・検査目的
 1. 児童が自己の発育状態を知り、自己の健康管理ができるようにする
 2. 個々の子どもの発育過程をとらえ、保健指導などの教育活動に活用する
 3. 正しい測定の方法を学ぶ
 4. 測定を通して集団活動の規律や協力の態度を養う
 5. 集団としての発育過程をとらえ、保健指導などの教育活動に活用する

・法的根拠
 学校保健安全法第13条
 学校保健安全法施行規則第6条第1項第1号
 学校保健安全法施行規則第7条第2項、第3項

・対象・・・全学年
 ・時数・・・健康安全・体育的行事 1単位時間
 ・日程・・・学年ごとに日は決まっていますが、学級の順番は問いません。各学年で決まり次第、4/7(月)までに報告をお願いします。
 ・検査項目・・・身長および体重

・役割分担
 身長計測および計測結果記入→養護教諭
 体重計測および計測結果記入→学級担任
 身長→体重の順で測定します。
 ※欠席者は後日休み時間を利用して測定する

・学級における指導
 事前指導：検査目的と項目、測定方法、順序、測定時の格好について(体育着を忘れないよう指導をお願いします)
 前日の入浴など体の清潔、衣服の清潔について
 教室・保健室間の移動では静かにすること
 実施中の指導：養護教諭のオリエンテーションを静かに聞く
 測定場所(保健室)では静かにする
 測定時の服装は、男女共に体育着着用。靴下は教室で脱ぐ
 事後指導：自分の発育の様子を知る
 体の発育には個人差があり、他人と比較しないこと
 成長・発達のためにはどうすればよいかを考えさせる
 「発育」と「栄養・休養・運動」との関係について指導する
 欠席者には早めに測定させる

○聴力検査
 ・検査目的
 1. 聴力に関心を持たせるとともに、聴力異常の有無を早期発見する
 2. 聴力障害の適切な措置および予防に努める

・法的根拠
 学校保健安全法第13条
 学校保健安全法施行規則第6条第1項の4

・対象・・・1・2・3・5年
 ・時数・・・健康安全・体育的行事 1単位時間
 ・日程・・・学年で日付は決まっていますが、学級の順番は問いません。学級で順番を決めたあと、測定予定日の3日前までに報告をお願いします

・実施方法
 1. オージオメーターを用いて検査し、左右別々に聴力異常の有無を明らかにする
 2. 児童は検査者の手の操作が見えない位置に座る
 3. 検査は右耳から行い、音が聞こえたら手を挙げる
 4. まず1000Hz-30dBの音を聴かせる。次に4000Hz-25dBの音を聴かせる。左耳も同様に行う

・学級における指導
 事前指導：検査目的を理解させ、検査方法(順番)を確認する
 前日までに耳垢をとっておく
 髪が耳を覆わないように耳にかける
 実施中の指導：養護教諭のオリエンテーションを静かに聴かせる
 検査時は、静かに順番を待ち、前の人の検査方法をみて自分もできるようにする(検査が正確に実施できるように静かにしておく)
 集中して音を聞くようにする
 聞き取りにくい時は遠慮せずはっきり述べる(テストではない、評価の対象ではない)
 事後指導：音が聞き取れなかった場合は、専門医による精密検査を進め、その結果については学校へ知らせる
 難聴の程度により、体育(プールなど)の配慮や、学級での座席の位置を考慮する。
 周りの環境により聞き取れなかったことを考慮し、音が聞き取れなかった場合もう一度環境を変えて測定を実施する

吉田ほか：教職経験に差がある教職員による打ち合わせを想定したロールプレイングにおけるメンタリングの一事例

○歯科検診
検査目的

1. 龋歯、歯周疾患、不正咬合、その他の疾病異常を早期発見し、早期治療を進めるとともに、虫歯の予防の管理と指導を行う
2. 検診を通して自分の歯・口腔内の健康状態を知り、虫歯や歯周疾患の予防に関心を持たせ、歯磨きの実践と健康の保持増進を図る

・法的根拠
学校保健安全法第13条
学校保健安全法施行規則第6条第1項第7号

・対象・・・全学年
・時数・・・健康安全・体育的行事 1単位時間
・日時・・・5/20・21 9:00-

学年で日付は決まっていますが、学級の順番は問いません。学級で順番を決めたあと、測定予定日の3日前までに報告をお願いします。また、当日の欠席者は検査前に連絡をお願いします。また、1日目の欠席者は2日目の最初に実施します。

役割分担
学級担任：事前に「健康診断表（歯・口腔）」に番号を記入し、番号順に並べておく
転入児童および特別支援学級の児童は仮の検診票（コピー）を入れておく（保健室に準備しています）
前日までに「健康診断表」を保健室へ提出
当日の引率・児童管理（保健室に入室するのは3人、待つのは4人）
健康診断表への清書
養護教諭：検診の準備、連絡調整、器具の消毒、片付け、事後指導
歯科医：検診の実施
歯科衛生士：記録（下書き）

学級における指導
事前指導：検診目的と検診方法を確認する
検診当日の朝もしっかり歯磨きをするよう指導（朝、歯を磨いていない児童には始業前にブクブクうがいさせる）
実施中の指導：静かに順番を待ち、自分の番になったらマスクをしたまま名前をいった後にマスクを外す
質問などあれば積極的に関くようにする
事後指導：検診結果をもとに、治療または精密検査の必要な児童に受診勧告をする
虫歯や歯周病予防のための歯磨きの習慣化を図る
治療がすんだら病院で記入してもらい、担任を通して保健室へ提出する

○尿検査
検査目的
腎臓病、糖尿病を早期に発見し、早期治療と適切な管理指導により健康の保持増進を図る

検査項目
尿中のタンパク・糖・潜血

法的根拠
学校保健安全法施行規則第6条第1項第10号
学校保健安全法施行規則第7条第7項

対象・・・全学年
日時・・・令和3年度4/23（水）・24（木）1校時の休み時間までに保健室へ提出（時間厳守をお願いします）
容器および家庭へ返す検査方法を記した用紙は前日4/22（火）に配布します

検査方法
家庭で採取したものを持参させ、それを検査機関へ依頼する

学級における指導
事前指導：検査目的、採取方法および全児童が期間内の提出ができるよう指導する
○採取方法について：尿は起床直後の尿であること。また始め少し放尿させ、尿道にたまっていた尿は出した後に採取する。尿は、指定されたラインまで取り、しっかりと蓋をしめる。容器に貼られているバーコードを使用するため、それを濡らさないように気をつける
実施中の指導：提出状況の確認
名前シールが剥がれている児童がないか確認する
提出時はティッシュやビニール袋を取り外す
提出後は手洗いをしよう指導する

事後指導：一次検査の結果、異常の疑いがあった児童は二次検査で再検査を行う。再検査の結果、医療機関での検査が必要と判断された児童については、早急に変診する指導し、適切な治療または指導を受けさせる
医療機関を受診した結果、学校生活（運動や給食）に制限が必要な児童には、主治医に「学校生活管理指導表」を作成してもらい、「学校生活管理指導表」や治療法に従って学校生活が送れるように配慮する

二次検査について
日時：5/15・16
対象・・・一次検査で異常が見つかった児童 一次検査の際に月経中などの理由で検査しなかった児童

☆学級担任の先生方への協力願
名前シールの学年、学級、番号、氏名に間違いがないかの確認 提出状況の確認をお願いします。

○キョウ虫検査
検査目的
掃帚中の身体に及ぼす害について知らせ、駆虫および予防のために検査の必要なことを理解させ、進んで検査を受け、自己の健康の保持増進とともに攻守衛生の向上を図る

法的根拠
学校保健安全法第13条
学校保健安全法施行規則第6条第1項第11号
学校保健安全法施行規則第7条第8項

対象・・・全学年
検査方法・・・セロファン法（セロファンを肛門部に密着させ、採取する）で家庭で採取したものを持参させ、それを検査機関へ依頼する

学級における指導
事前指導：セロファンに名前を記入させ、検査目的、採取方法（2日分、起床直後肛門部にセロファンを貼り付けて採取）について指導する。未提出者および駆虫の済んでいない児童は水泳学習に参加できないことを知らせ、全児童が期間内に提出するよう指導する

実施中の指導：提出状況の確認
名前シールが剥がれている児童がないか確認
袋の中にセロファンが入っているかどうか確認
提出後は手をしっかりと洗うよう指導する

事後指導：検査の結果、有卵者は駆除をする。また家庭全員の検査を勧める
予防のため、日常的な衛生的な生活（手洗いや下着の保清）を心がけるよう指導する
☆就学援助申請している場合、駆虫のために医療券が使用できます

☆学級担任の先生方への協力願
名前シールの学年、学級、番号、氏名に間違いがないかの確認 提出状況の確認をお願いします。

○視力検査
検査目的
1. 学習に支障のない視力であるかどうか検査する
2. 自己の視力を知り、結果に応じた事後措置を通して、視力の保持、回復または矯正に努めることができるようにする

法的根拠
学校保健安全法第13条
学校保健安全法施行規則第6条第1項第4号

対象・・・全学年
時数・・・健康安全・体育的行事1単位時間
日時と場所・・・4/30（木）9:00～12:00 体育館 学年順は1年→2年3年→4年→5年→6年で実施
※欠席者は5/10に実施する

実施手順
番号順に整列して体育館へ集合する
体育館1階の階段近くに設置した長テーブルに置かれている検査用紙を学級担任が児童に配布する。この際、欠席者の用紙は抜いておく。欠席者の用紙を回収するためのボックスを用意しておくため、抜いた用紙はそこに入れる。
用紙を持って、空いているところに並ばせる。
メガネまたはコンタクトの児童は裸眼と矯正視力の両方を計測する
検査終了後クラスごとに教室へ戻る
※並ぶ際には、目印のテープを貼っているため、そこに並ばせるようにしてください

学級における指導
事前指導：検査目的、検査の受け方を理解させる（体を前に乗り出したり、目を細めたり、両目で見ないようにする。検査で使用するランドルト環は上下左右のどれかがあいており、斜めはなく、4つのうちどれかを確実に指差しできるように指導する。見えない時にはきちんと申し出るよう指導する）
メガネを使用している児童は忘れずに持参する
コンタクトを使用している児童は事前に申し込ませる

実施中の指導：前髪が検診の妨げにならないようにする
検査時は静かに順番を待ち、検査員の指示に従う
事後指導：検査結果から自分の視力を知り、目を大切にすることの重要性を再確認させる
視力が低下傾向にある児童は、専門医の受診を勧め、精密検査の結果を学校へ知らせる
学級での座席の配慮をする
テレビの見方、学習、読書時の室内の明るさや姿勢について指導する

○心電図検査

検査目的

1. 心臓疾患の早期発見により、適切な治療と学校生活管理を行う
2. 心臓疾患の重症度により、正しい管理区分を定め、心疾患の悪化、突然死の予防をする
3. 過剰の運動制限を解除する

法的根拠

学校保健安全法第13条
 学校保健安全法施行規則第6条第1項第9号
 学校保健安全法施行規則第7条第6項

対象・・・1年

時数・・・健康安全・体育的行事1単位時間
 日時・・・4/25(金) 9:00～12:00 (学級順は学年で相談したのち、3日前の22日に報告をお願いします)
 場所・・・保健室

実施手順

体育着着用し、靴下やヘアピンも教室で取っておく
 番号順に並び、名前を呼ばれたらベッドに仰向けに寝る
 手首・足首・胸に6箇所電極をつけ、記録を開始する(リラックスしていれば30秒ほどで終了する)

学級における指導

事前指導：前日は入浴またはシャワー浴で体を清潔にしておく
 体育着を忘れないように連絡する(長ズボンやワンピースは検査に不適)
 検査目的と検査の受け方を確認する。検査は安全で痛みもないことを強調する

実施中の指導：自分の名前を正確に伝える

ベッドで仰向けになり、手のひらを上に向けて
 動いたり笑ったりせずに体の力を抜き、静かに目を閉じる
 検査中は検査員の指示に従う

事後指導：検査結果で所見があった児童には、専門医の受診を勧める
 医療機関を受診した結果、学校生活・運動に制限が必要な児童は、主治医に「学校生活管理指導表」を作成してもらい、「学校生活管理指導表」や治療法に従って学校生活が送れるよう配慮する

○内科・結核・運動器検診

検査目的

1. 児童1人1人の健康状態を的確に把握し、治療の指示、運動や作業の軽減、疾病の予防措置を行い、学習効率の向上を図る
2. 結核の早期発見に努める
3. 成長発達過程にある児童の石柱・胸郭・四肢・骨・関節の疾病および以上を早期に発見することにより、心身の成長・発達と生活にわたる健康作りにもつぎつけられるようにする
4. 児童に自分の健康を理解させ、常に健康増進に心がける

法的根拠

学校保健安全法第13条
 学校保健安全法施行規則第6条
 学校保健安全法施行規則第7条

対象・・・全学年

時数・・・健康安全・体育的行事1単位時間
 日時・・・5/23(1・5・6年)5/24(2・3・4年)(実施順は各学年で調整し、実施3日前までに報告をお願いします) 5～6校時
 1日目の欠席者は2日目の最初に実施します
 場所：保健室(1・2年) 英語室(3・4年) 音楽室(4・6年)

役割分担

保健室における記録：養護教諭 英語室における記録：教務 音楽室における記録：音楽専科
 児童整列および連絡：学級担任

学級における指導

事前指導：検診は体育着で行うため、体育着を忘れないよう連絡する
 並ぶ際には、印(テープ)に合わせて並ばせる
 検診前のいきいきタイムには汗を掻くような激しい運動をさせないように指導する
 実施中の指導：名前を正確に伝える
 実施中は医師の指示に従う
 事後指導：所見のある児童には専門医の受診を勧め、診断結果を学校に提出させる
 検診結果をもとに、児童に自己の健康について意識させ、さらなる健康の保持増進に努められるよう指導する
 ☆学級担任の先生方へ協力のおねがい
 事前に保健調査票に目を通し、児童の健康状態(既往歴や現在の健康状態など)を把握して医師の質問に答えられるようにしてください。また、日常の健康観察等で気になることがあれば、事前に養護教諭に伝え、検診時に医師に相談できるようにしてください

資料2 11月30日の授業に際して保健学科の学生が提出した資料(上:学習指導案(略案),下:児童用ワークシート;指導案はA4判5枚,ワークシートはA4判1枚(横長)でそれぞれ作成;養護教諭の氏名欄は筆者がマスキング処理を施した)

小学4年 保健授業指導案
 日時 令和2年11月30日(月)
 対象 ○○小学校4年4組
 担当 養護教諭(◇◇◇◇) 学級担任

1. 単元
 体の発育と健康

2. 学習指導計画

単元	時間	主な学習内容	学習指導要領
変	1	体は年齢とともに発育し、変化する。体の発育の仕方には個人差があり、これからの発育の仕方が人によって違うのは自然なことである	(2)ア-(ア) 体は、年齢に伴って変化する。また体の発育・発達には個人差があること
思	1	思春期には、体つきが変わる、毛が生える、声が変わるなどの体の変化が現れ始める。変化の仕方は男女で異なり、変化の時期や現れ方には個人差がある。	(2)ア-(イ) 体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経・精通などが起こり始める。また異性への関心が芽生えること 【内容の取り扱い】 自分と他の人では発育・発達などに違いがあることに気づき、それらを肯定的に受け止めることが大切であることについて触れるものとする。
思	1	思春期には初経や精通が起る、異性への関心も高まる。これらは大人に近づいているために起こる変化で、時期や起こり方には個人差がある	(2)ア-(イ) 体によりよく発育・発達させるには、適切な運動、食事、収容および睡眠が必要であること
よ	1	よりよい発育のためには、適切な運動、多くの種類の食品をバランスよくとる食事、十分な休養・睡眠が毎日の生活に必要である。	

※太枠が本時である

3. 題材
 思春期の体の変化②～体の中にあられる変化～

4. 題材目標
 月経および射精の仕組みとそれらが起こる意味について理解する(知識・理解)
 初経・精通について関心を持つ(関心・意欲・態度)
 *心身の成長発達には個人差があることを理解する(知識・技能)
 *思春期に起こる心身の変化をお互いに受け入れ、自発的に助けあう(関心・意欲・態度)
 *は重点目標である

5. 本時のねらい
 思春期の体の中で起こる変化を理解し、お互いに個人差や変化を受け入れ、助け合おうとする態度を育てる。

6. めあて
 体の中の変化について知ろう!

7. 児童の実態
 配当時間4時間の3時間目である。1時間目および2時間目に取扱った題材では、男子児童女子児童ともに授業中に活発な発言が見られ、理解も良好である。特に女子児童にはまだ特別活動としての初経指導等を実施していないが、姉のいる児童が多く様々な発言があり、指導していない範囲の知識を持っていることが伺えた。したがって、少数の姉のいない児童が授業から取り残されないよう、細やかな確認をしつつ授業を行っていく必要がある。男子児童にも兄弟のいる児童が多いが、発言内容から知識を持っている様子はいくつかあったため、誤解などが生じないように配慮をしつつ授業を進めていく必要がある。また、教科書内に棒グラフが出てくるため、グラフの読み取りが既習項目となる時期に実施する。

8. 題材について
 小学4年生は少しずつ第二次性徴を迎える時期であり、事前に体の変化について知ることによって心構えができ、実際に初経・精通を迎えた際にも落ち着いて対応できると考えられる。また、すでに初経・精通を迎えた児童にも新たな知識の習得の機会になりうる。さらに、心身の成長には個人差があることを知り、児童の不安感を取り除く機会にもなる。後日女子児童には初経指導を別途行う予定であり、月経の手当については本時には実施しない。

9. 展開

	学習内容・活動	指導上の留意点	児童の変と評価方法
構	1. 前回までの復習(体の見た目の変化について復習する(2分))	○予想される児童の反応 ○教師1の手立て(学級担任) ■教師2の手立て(養護教諭)	【関心・意欲・態度】 これから起こる体の変化について関心を持って学習に取り組んでいる。
3	2. 本時では体の中で起こる変化についての学習である(1分)	○胸が大きくなる ○お尻が大きくなる ○声変わりする ○体が大きくなる ■体の中で起こる変化について、初経・精通という言葉聞いたことがあるか聞く ■上記の質問に対し、反応が悪ければ、生理・射精という言葉聞いたことがあるか尋ねる ○生理について：お尻から血が出る ○射精について：おしっこと違うものが出る □これらの体の変化は、大人の体に近づき、体の中の変化によるものであると説明。	

		※女子児童が月経に対しネガティブなイメージを持っている場合、自分の体が大人に近づき、新しい生命を生み出す準備が始まった合図であり、喜ばしいものであると事前に伝える。後ほど説明する月経の仕組みなどで月経に対する不安や恐怖感が減っていくよう意識する。	
展	3. 女子の体の中の構造について知る	■女子の体には、「おしっこのお口、うんちの通り道の他に、赤ちゃんが育って出てくる場所がある」と伝える。ここで、教科書に添付されている資料を取り出す。各名称には付箋などを貼って説明している部分以外は見えないようにし、児童の気が散らないよう留意する。 ■卵巣は「赤ちゃんのもとになる卵が入っているところ」「子宮は赤ちゃんがお腹の中で育つところ。卵は「赤ちゃんを産む時の通り道」であることを伝える □卵子の大きさについて説明する	【知識・理解】 月経および射精の起こる器官の位置や仕組みについて理解し、ワークシートに書くことができる
開	4. 教科書に添付されている資料を用いて、卵巣・子宮・膣の名称を知る	■教科書に添付されている資料を用いて、月経の仕組み(卵巣・子宮・膣)の働きを説明する。その後教科書に添付されているDVD資料の映像を用いて、視覚的に学習する。(添付されている資料では、月経の仕組みの理解が難しく、視覚も分かりづらい可能性があるため) ※事前にホルモンの説明をし、理解のための準備を行う	
分	5. 月経の仕組みについて知る	■このように起こるものが月経で、特に初めての月経のことを初経という。初経は、体が大人に近づいてきたサインである □このワークシートを用いて、女子の体の変化についての知識を整理する	
	6. 男子の体の構造について知る	■男子には、「おしっこが出る場所、うんちが出る場所、赤ちゃんのもとができる場所」とあることを伝える	
	7. 射精の仕組みについて知る	■教科書に添付されている資料を用いて、射精の仕組みを説明する。その後、教科書に添付されているDVDの映像資料を用いて、視覚的に変化の仕組みを学習する。初めての射精のことを特に精通という伝える □ワークシートを用いて知識の整理をする	
	8. 男女の体の変化について知識を整理しまとめ	■体の構造や初経・精通という現象の違いはあるが、どちらもホルモンの命令によって起こる大人に近づくと合図である。また、それが	

9. 思春期の心の変化について学習する

■教科書のイラストのようなことを経験したり、見たり、聞いたことはあるか問う。この際に異性という言葉の説明を行う。また、反応が悪ければ、学級担任にこのような場面を見たことがあるか問う
○よく聞いてやる
○男子と女子は別々に遊ぶ
○××がよく△△にちよっかっ出しているのを見る
■教科書における心の変化についての該当箇所を児童全体に音読させ、理解を促す。この際、個人差と助け合うことの重要性を強調する
■心身の変化について、不安なことがあれば、家族や学級担任、養護教諭などの信頼できる大人に相談する方法もあることを伝える
□教科書に記載されている2人のなやみにどうアドバイスするか考えさせ、教科書に書き児童数人に発表してもらう
■なやみがあれば、学級担任や家族、養護教諭に相談するという選択もあることを伝える

10. よりよいネットラインの紹介

■思春期に起こる心身の変化には個人差があることを強調し、その上で自分のことで不安や心配事(性に関する)でなくとも良い)があり、かつ誰にも知られたくない場合、23時間年中無休で通話もかからない、電

【関心・意欲・態度】
 これまで経験したことや見聞きしたことについて関心を持って取り組んでいる

【知識・理解】
 思春期には、体だけでなく心も変化することを理解している

		話相談という選択肢もあることを伝える <input type="checkbox"/> ワークシートを用いて知識の整理をする	
まとめ	11. 学習のまとめをする。 女の子は体の中で何が起るようになる？ 男の子は体の中で何が起るようになる？ 思春期になっても心は何も変わらない？ 成長のスピードはみんな同じ？ これからも体も変わっていくけど、お互いどうすることが大切？	<input type="checkbox"/> 学習内容が伝わったかどうか、質問形式で児童に確認する <input type="checkbox"/> 生理（月経・初経） <input type="checkbox"/> 射精（精通） <input type="checkbox"/> 心も変わる <input type="checkbox"/> みんなそれぞれ違う <input type="checkbox"/> 助け合う	【知識・理解】 学んだことが言える 【関心・意欲・態度】 これからどのように行動していくか言える

教科書 p.30~33

体の中における変化

思春期になると、体の中でも大人になるじゅんぴが始まり、女子には

(1) が、男子には(2) が起こります。

○女子に起こる変化

女子は、思春期に成ると(3) が発達して、月に1回ほど(4) がから(5) に運ばれます。(5) では、内側の幕が栄養分を含んだ血液などであつくなり、しばらくしてそのまくがはがれて、血液とともに、(6) から体の外に出されます。これを(7) といひ、初めてのものを(1) といひます

児童用教科書^{註①} p.30にある「女性器のつくり」の図から『子宮』、『卵巢』、『卵子』、『ちつ（腔）』の文字を消し、()に置き換えた図

○男子に起こる変化

男子は、思春期になると(8) が発達して、(9) がつくりられるようになります。(9) は白っぽい液体の(10) となり、いんけい(11) がしげきを受けた時やねむっている間などに体の外に出されます。これを(11) といひ、初めてのものを(2) といひます。

児童用教科書^{註①} p.31にある「男性器のつくり」の図から『いんけい（陰茎）』、『精巢』、『精子』の文字を消し、()に置き換えた図

(1) (2) は、わたしたちの体が大人の体に近づき、新しい生命を生み出す準備が始まったことを意味しています

資料3 11月30日の授業で、大学院生が提供した過去の授業の学習指導案(略案)(A4判2枚で作成；実際に配付された指導案に明記されていた自治体名や授業者氏名は筆者がマスキング処理した)

平成23年度〇〇〇〇教育委員会学校訪問 指導案
体育科(保健)学習指導案
平成23年〇月〇日(〇)〇校時
3年〇組 男子〇名 女子〇名 計〇名
授業者 〇〇 〇〇 〇〇 印

1 単元名 : けんこうな生活 「けんこうな一日の生活」

2 単元の目標

(1) 体の調子が良い、心の調子が良いなどの心身の健康な状態は、主体(自分・私)の要因や、周りの環境の要因がわかっていることを理解できるようにする。

(2) 毎日を健康に過ごすには、食事、運動、休養、睡眠の調和のとれた生活を続けることが大切であることを理解できるようにする。

(3) 毎日を健康に過ごすには、手や足などの体の清潔、ハンカチや下着などの清潔を保つことが必要であることを理解できるようにする。

(4) 自分の生活の見直しを通して、健康によい一日の生活のしかたや生活環境を整えるなどの自ら実践する意欲を持たせようとする。

3 単元について

(1) 教材観

毎日の生活と健康については、児童が自ら主体的に健康によい生活を送るための基礎として健康の大切さを認識させるとともに、毎日の生活に関心をもち健康によい生活の仕方を理解できるようにする必要がある。そのため単元「けんこうな生活」では、健康の状態には主体の要因や周囲の環境の要因がわかっていること、また、健康を保持・増進するには1日の生活の仕方が深く関わっていること、体を清潔に保つこと、生活環境を整えることが必要であることなどを理解できるようにする。

(2) 児童生徒観

朝起きられず、遅刻して登校する児童はいないが、午後11時までテレビを見ているという児童も数人いる。また、午前中は体調が悪い児童が4月5日と多かったため、今回の授業で健康でいられるための生活習慣に気付いてほしい。

(3) 指導観

健康の保持・増進には、1日の生活の仕方が深く関わっており、1日の生活のリズムに合わせて、食事、運動、休養及び睡眠が必要であることを理解できるようにする。また、自分の生活を見直すことを通して、健康によい1日の生活の仕方を実践する意欲をもてるようにする。

4 本時の指導

(1) 目標

毎日を健康に過ごすには、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を送ることが大切であることを理解できるようにする。また、調和のとれた生活を毎日続けることにより、生活のリズムが生まれ出されることを理解できるようにする。

(2) 基礎的・基本的な知識・技能

健康の大切さを認識するとともに、健康によい生活について理解できるようにする。

(3) 言語活動

〇一日の生活を振り返り毎日していることにはどんな点があるかを発表する。
〇なつこさんとあきこさんの一日の生活を比較し、異なる点や生活にどのような影響が出るかを考え合う。
〇自分の生活を振り返って、自分の生活についてこれから気をつけたいことを発表する。

平成23年度〇〇〇〇教育委員会学校訪問 指導案

(4) 授業仮説

自分の生活を振り返る場において、これまでの生活習慣を生活時間表に記入することにより、自分の生活習慣の実態に気づき、これからの生活習慣をよりよくしようとする意識が高まるであろう。

(5) 展開

学習内容・活動	児童の反応と指導	評価の観点
1 前時の学習内容を振り返り、健康の概念を振り返る。		
2 一日の生活を振り返って、毎日していることにはどんな点があるかを考え発表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日することを生活習慣という ・こと、また、食事、運動、休養及び睡眠は健康と深い関わりがあることを取り上げる。 	
めあて：健康で元気な体になるためには！(学習目標より)		
3 鉛筆で色分けしながら生活時間表を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活時間表の作成の仕方を説明する。学校にいた時間など、全員に共通することは作業の前にカメラで映しながら確認し記入を始める。 ・作業が難しい児童には個別指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・進んで自分の生活習慣を振り返ることができる。 (関心・意欲・態度)
4 なつこさんとあきこさんの一日の生活を比較し、異なる点や生活にどのような影響が出るかを考え話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> ・あきこさんの生活から、朝の生活習慣の乱れが、その後の一日に影響していることに気付かせよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムの大切さと、生活リズムの乱れが健康に及ぼすことを理解できる。 (知識・理解)
5 生活リズムが崩れると、互いに影響し合っていて健康に影響が出ること理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、運動、休養及び睡眠の生活習慣は互いに関係しており、規則正しい生活を続けてリズムを作るのが大切であることを意識付ける。 	
6 本時の学習を振り返って、自分の生活はこれから気をつけたいことを考え発表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ具体的に考えられるようにさせたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これからの生活にいかしているように考えられること、できるところ、(思考・判断)

(6) 評価

①進んで自分の生活習慣を振り返ることができたか。(関心・意欲・態度)
②生活リズムの大切さと、生活リズムの乱れが健康に及ぼすことを理解できたか。(知識・理解)
③これからの生活にいかしているように考えられること、できるところ、(思考・判断)